

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
副 町	長	山 本 義 彦
企 画 部	長	永 海 房 雄
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	児 玉 正 克
企 画 課	長	大 久 保 裕 通
財 政 課	長	臼 井 真
総 務 課	長	植 野 敏 彦
生 活 安 全 課	長	金 子 幹 雄
福 祉 課	長	窪 地 満
高 齢 福 祉 課	長	加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所 長		岡 田 寿 人
都 市 整 備 課	長	久 保 伸 一
建 設 課	長	畠 山 隆
下 水 道 課	長	野 間 宏 紀
教 育	長	正 木 洋
教 育 部	長	中 野 潔
学 校 教 育 課	長	青 木 基 秀
生 涯 学 習 課	長	青 木 義 和
会 計 管 理 者		西 本 徹 郎
参 事		新 浜 憲 治
子 育 て 支 援 室 長		寺 田 修 康

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
-------------	---------

主 幹 濱 吉 計 守
主 事 中 村 修 介

~~~~~〇~~~~~

## 10. 議 事 日 程

日程第1 一 般 質 問

日程第2 第25号議案 工事請負契約の締結について（海田東第2国信1丁目地区污水管  
新設工事（19-4）1工区）

日程第3 第26号議案 工事請負契約の締結について（海田東小学校体育館大規模改造・  
耐震補強工事）

日程第4 第27号議案 海田町土地開発公社の解散について

日程第5 第28号議案 海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

日程第6 第29号議案 海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 第30号議案 平成19年度海田町一般会計補正予算（第1号）

日程第8 第31号議案 平成19年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 第32号議案 平成19年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 第33号議案 平成19年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第11 委員会提出議案第1号 JR海田市駅のバリアフリー化及び当駅への快速電車  
停車に関する要望決議案について

日程第12 委員会提出議案第2号 JR海田市駅のバリアフリー化及び当駅への快速電車  
停車に関する意見書案について

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより
本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第12に至
る各議案でございます。

日程第1、昨日に引続き一般質問を続行いたします。三宅議員の再質問からです。三

宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。それでは、中断してあれなんですけれども、準備ができましたので、再質問をさせていただきます。まず、地球温暖化対策について。喫緊の危機管理というような気持ちで、新聞報道といい、昨今の動きといい、そういう気持ちでおるわけです。まず、協議会の設立ということなんですけれども、設立していないということでもありますけれども、近隣で調査しまして、大和町は地球温暖化対策協議会、あるいは府中町でも脱温暖化市民の協議会、こういったものができておりますので、設立していない、必要があればということだったんですけれども、私の気持ちとしては早急に協議会も設立して立ち上げてどんどんやっていただきたい、そういう気持ちでいっばいなんですけれども、協議会の立ち上げ、もう1度、いかがですか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）昨日の町長の答弁にありましたように、必要に応じてということで考えておりますので、現段階では考えておりません。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）今も言いましたように、近隣でも協議会、府中町でも協議会のあれをやっておりますので、やっぱり危機管理というような意識を持たなければあれで、教育関係でもいろいろな事件が起こったりして立ち上げたりするんですけれども、これも同じような感じでやっていただきたいということで思っております。

それから、2番目のところで国の助成制度と情報提供や普及活動はというところなんですけれども、国や県のポスターを張るというようなことでありましたけれども、「広報かいた」なんかも毎月見ておりますし、ということで、「広報かいた」の大きな紙面の掲載とか、チラシなんかをつくって配ったり、町の施設のところに置いたりということでもどんどんやっていただきたいと思うんですけれども、情報提供、普及活動、玄関の入り口でもいろんなチラシがあるんですけれども、見ましたけれども、余り温暖化そのもののチラシとかそういうものは置いていないように思うんですけれども、「広報かいた」へのもっとしっかりした掲載、それから、チラシ配布なんかはされるかどうかというところを聞いてみたいと思います。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）広報への掲載につきましては18年度に2回ほど、それから、公衛協さんの方が特集的に組んでいただいて、またこれも2回。1回ほど大きく特集で組ん

でいただいております。議員が言われましたように、今後についてもそういうチラシとかというのを窓口に置いたりとか、各施設に置いていきたいと思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それから、ごみの排出と減量化、これも大きな問題なんですけれども、今、近隣でも取り組みがなされているんですけれども、公衆衛生協と一緒にということでありましたけれども、はっきりあらわれる形でごみの排出抑制、減量化対策、これはどんなことが実行されているか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）ごみの減量化につきましては、町の場合は、収集しているのは家庭から出るごみが多いんですけれども、これらにつきましてはできる限り地元の方々に公衛協さんの方を通じて減量化を図っていただくとか、公衛協さんの方で肥料化とかというのをやっておられるので、それをもうちょっと推進していきたいと思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、減量化に関して、この前、広島市の取り組みが載っておりました。広島市は今検討しております、有料のごみ袋で出させていただくということを検討しておるんですけれども、将来、有料のごみ袋なんかを使って出すようなことも視野に入れておられるかどうか、その辺もお聞きします。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）可燃ごみの有料化につきましては、現段階では考えておりません。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、広報紙を活用して温暖化問題に関する関心を喚起するということで、先ほども出ましたように、先日の、この前の公衆衛生協のあれに、4月ですか、出ておまして、公衆衛生協だよりの8番目に地球温暖化防止活動として環境学習、海田南小学校の実例とか、脱温暖化PR紙芝居、これが載っておまして、興味深く見たんですけれども、2回ということで、子どもたちの反応がどんなだったかをお聞きしてみます。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）この環境学習につきましては、公衛協さんにおられます委員さんの方から講師をお願いしましてやっておった、非常に好評であったというふうにお聞きしております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）学校での取り組みも非常に大事だと思うので、中学校あるいは小学校、これからまだまだどんどん拡げてやっていかれる考えがあるかどうか、またお聞きします。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）現在、環境学習につきましては小学生を対象に考えてやっておりますので、中学校ということになりますとまた教育委員会さんの方とも話を進めながら考えていきたいと思えます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、4番目の広報紙などを活用してということで、ここに市の情報紙というのが「I LOVE 地球」、こういったやつももうできておりますし、それから、5月15日の「市民と市政」、これにも1面をとって非常にわかりやすく出ているということなので、やっぱり広報紙、広報活動をどんどんどんどんやってもらいたいと思えます。特に今月は環境月間ということでもありますし、6月5日は環境の日ですかね、そういうこともありますし、どんどんやっていただきたい。ポスターとかチラシとかを温暖化専門のをやっぱり企画して出していくべきじゃないかと思うんですけれども、もう1度その辺をお伺いします。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）広報活動につきましては今後ともやっていきたいと思えます。それから、この6月24日も瀬野川のクリーンキャンペーンをやる予定にしておるんですけれども、その後引続き「エコと瀬野川」ということで、そういう脱温暖化も含めた行事を予定しておりますので、ぜひとも参加していただきたいと思えます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それから、実行計画のところなんですけれども、県の方では16年の3月にこういったやつの地域計画マスタープランのようなものが出ているということで、県内の市町村がありますけれども、まだ実行計画が出ていない、おくられているということであります。それで、今、広島市だけが推進計画というのが、これは概要版なんですけれども、出ているということで、県の方でも、市町村はちょっとおくれがちなんですけれども、22年度ぐらいまでには出していただきたいということなので、実行計画、その辺の準備、出す予定というか、いかがですか。

○議長（原田）生活安全課長。

- 生活安全課長（金子） 実行計画につきましては、平成10年に、先ほど町長の答弁にありましたグリーン購入の中でエコ計画というのを町の方で策定しております。これに基づきまして実行計画、今年度につきましては基礎的なデータの収集をやっていきたいと思っております。
- 議長（原田） 三宅議員。
- 2番（三宅） エコ計画まで行っているということなんですけれども、実行計画として、本というか、あれは出す予定もあるのかどうか、もう1度お願いします。
- 議長（原田） 生活安全課長。
- 生活安全課長（金子） 実行計画につきましては、先ほど言いましたように、基礎的なデータを収集し、その後に関係するところ、町の施設でございますけれども、協議しながら進めていきたいと思っております。
- 議長（原田） 三宅議員。
- 2番（三宅） それから、グリーン購入法、これもポイントなんですけれども、昨日の答弁では平成10年あるいは11年度から実施していくということで、それで、今、グリーン購入法は該当品目はどれぐらいで実施しておられるかどうか、そこをお尋ねします。
- 議長（原田） 生活安全課長。
- 生活安全課長（金子） 町の場合におきまして、主には紙類、これについてはグリーン計画に則った計画、それからあと、職員に配付しています事務服、これについてもエコ商品をやっております。
- 議長（原田） 三宅議員。
- 2番（三宅） 調査した結果では、県の方では対象品目が101品目ぐらい挙げてやっちらっしゃるということで、今お聞きしましたけれども、品目をもっと拡大してとも思っていますけれども、これから品目を拡大してというか、もっともっとというお考えがあるかどうか、お聞きします。
- 議長（原田） 生活安全課長。
- 生活安全課長（金子） 平成11年から実施しています町の計画等については当初と若干年数がたっておりますので、品目の見直しについては行っていきたいと思っております。
- 議長（原田） 三宅議員。
- 2番（三宅） それから、CO₂の対策なんですけれども、県・市・町一体で取り組むということ、当然なんですけれども、やはり調査して、行政、家庭、事業所、これの連携

が非常に大事だというぐあいを書いてあります。それで、大きく見れば産業部門とか運輸部門とか家庭部門、民生の業務部門、廃棄物部門、そういう項目にも分かれるということなので、特にCO₂が90%、96%、ほとんどを占めるということで、CO₂対策が一番大事なところかとも思っております。それで、これから行政、家庭、事業所ということで、どれも連携、きずなを持ってやっていかなければならないと思うんですけれども、これから具体的取り組みをどのようにされていかれる考えかどうか、そこをまたお聞きします。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）実際にCO₂を削減するということになると、当面身近にできる節電とか、自動車のエコ運転とか、各種いろいろとございます。これらにつきまして、議員がおっしゃいましたような広報活動とかというようなことでやっていきますし、それから、減量化についても非常に大きな効果が得られると思いますので、これらも関係します団体等もありますので、話を進めていきたいと思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）とにかく目の前の状況というか、今年に入りましても暖冬、あるいは5月の真夏日というか、異常な気温の上昇とかということを見ますと、笑い事ではないということで、サミットでも会議が始まりますけれども、それから、来年も洞爺湖でこのテーマでということなので、私の思いとしてはとにかく危機管理、そういう思いで取り組みをしていただきたい、そういう気持ちでおります。

それから、次に介護予防事業についてに参ります。特定高齢者数が24名ということなので、この24名は、予定から見たら多かったのか、少な目に終わったのか、どういう感じを抱いていらっしゃいますか。その辺からお聞きします。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（岡田）24名という特定高齢者の数でございますけれども、当初予定していました国の5%程度というものよりは大きく下がっております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）近隣の特定高齢者数を調査した関係では、この辺では熊野町で地域包括支援センターのところで3名、呉市の音戸町で2名、三原市では、自治体が大きいですがけれども、133名、それから、庄原市の西城町で43名、大竹市で6名という数が出ているんですけれども、それから見たら、思ったよりは多かったとは思いますが、65歳

以上の方の数の5%をとということなので、これから、今年度、数を増やしていかなければいけませんけれども、取り組みをまたどのように持っていけるかということをお聞きいたします。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（岡田）取り組みにつきましては、昨年度まで社会福祉協議会の方に委託してやっておりましたけれども、本年度から海田町直営という形で職員一同把握、この把握事業につきましては、まず基本チェックリスト及び生活機能評価等を受けていただければ進みませんので、なるべく多くの方にここらを受けていただくよう努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）基本チェックリスト、ここに25項目というのがあるんですけども、この25項目をもとにやられたか、あるいはそれ以上に項目を足して、リストを多目にやってチェックをされたかどうか、その辺をお聞きします。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（岡田）基本チェックリストにつきましては、国が定めております25項目でやっております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）25項目が1から25までありまして、大体どこもこの線でやっというんと思うんですけども、先進地なんかを見ますと、和光市とかは100項目とか多目にとって、よりということがあるんですけども、もう1度、項目を増やしてやっという考えはないかどうか、お聞きします。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（岡田）現時点では25項目でやっという考えを持っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それから、医療団体の特定高齢者把握事業の担当窓口の設置とか周知、医療関係団体等の関係団体との連携はということなんですけれども、包括支援センターとはあれなんですけれども、医療関係団体、あと病院なんかとの連携はとっていかれたかどうかをお聞きいたします。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（岡田）まず、医療関係につきましては基本健康診査時にこの基本チ

ェック及び生活機能評価をしていただくという形で、まず安芸地区医師会の海田ブロックの方に出向きまして、そこで去年から始まりましたので、制度の説明及びこれにつきましてのご協力という形での連携をとっております。なお、そのブロックに出られなかった病院、それについては一軒一軒説明とかをして、ご協力をさせていただきようをお願いしております。なお、基本チェックリスト及び生活機能のチェックリストを病院の方に置いていただいて、65歳以上の方が来られたら、これを受けていただくようお願いしております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それから、包括支援センター、あるいは保健師などの訪問活動の連携ということで、包括支援センターと連携してということなので、包括支援センターと連携、今、保健センターの中に戻ってきているということなので、所長とか保健師の方々と一緒に行動されたり外へ出られたりしたかと思うんですけども、その辺の活動はいかがでございましたか。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（岡田）町の保健師等の連絡という形でございますけれども、定期的、月に1回ほど地域包括会議という形で、まず会議等で情報の交換または確認等を行っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）去年は社協で委託ということでやってきたということで、今年は直営ということで、それで、包括支援センターとも一緒にということなんですけれども、包括支援センターはいろいろ仕事があって、予防の仕事のほかに5号とか3号とか4号とかという仕事があります。あくまでもやっぱり町主体なので、頼り過ぎてもいけないということで、町の方が任意事業とか包括的支援事業とか介護予防事業とかという中で、医師会の中に仕事があって、介護予防事業は町が主体となると思うんです。それで、今年は去年と違って、町の主体の介護予防事業の下に地域包括支援センターをおろしていく、そういう感じなんですか、どうでしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）今年度から地域包括支援センターは、ご指摘のとおり、社協から直営に変えまして、町として責務を果たそうと。直営にすることによって町としての責任を果たさなきゃいけないということで変えておりました。基本的には、予算関係につきま

しても介護保険会計の中に入りますので、それにつきましては高齢福祉課で基本的な予算を組みまして、その執行につきましても保健センターが請け負いまして、その中の地域包括支援センターが保健センターの管轄下の中で事業を推進するというので、保健事業と一体的な連携をとりながらできるということで現在進めている状況でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それから、5点目の健康診査の中の未受診者リストの名前がある人、その人の中に特定高齢者の対象者がいるとはっきり書いてあるわけなんですけれども、今年、未受診者リストの名前のある人に対してのアプローチはどのようにされているのかどうか、そこをお伺いします。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（岡田）高齢者世帯の方については、看護師等が回っております。ひとり暮らしの方、または高齢者のみの世帯の方等を回って訪問しまして、实际的にチェックリストとかというものを受けていただいている場合にはそこで奨励して健診等を受けていただくようお願いしてまいっております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）未受診者リスト、この名前のある人は特に力を入れてやっていただきたいと思えます。

それから今度は、基本チェックリストがありまして、1から25まであるんですけれども、今までは6から10のところ、これが運動機能のところですね。運動機能の5項目、栄養の2項目、口腔機能の3項目のいずれかをすべて満たさなければ予備軍、特定高齢者じゃなかったということで、実際にこの基本チェックリストは厳しかったのかどうか、そこをお伺いします。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（岡田）三宅議員さんが言われるとおり、運動につきましては5項目全項目該当しなければ候補者になれないというような厳しい状況でございました。ただ、そこを見直しまして、5項目中例えば3項目というふうに緩和されております。平成19年度からそういうふうに、5項目中3項目で該当するというような緩和がされております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、7番とも連動しますけれども、今度は6から10の5項目のうちの

3項目以上、それから、11から12の栄養改善のところはどちらかに該当する者、口腔機能のところは13から15の3項目の2項目以上に該当する者ということで緩和されるみたいなんですけれども、要するに65歳以上の高齢者の数の5%ぐらいがめどなので、この緩和でもって5%に近づいてくるのかどうか、その辺をもう1度お聞きします。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（岡田）緩和されたことによって国の方は5%に近づけるというふうな考え方を持っております。当町におきましても、緩和されることによって特定高齢者が増えてくるというふうには思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）65歳以上が海田町で今どれぐらいいらっしゃるか。かなりいらっしゃって、5%といえば何百人だと思うんです。今が24名ですから、まだまだ数が5%を目指して頑張っていかなきゃいけないということなので、どこまで掘り起こしができるかどうか、今年はどういう気持ちでいらっしゃるか、もう1度お願いします。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（岡田）先ほど申しましたように、この目標を達成するには、まず基本チェックリスト及び生活機能評価を受けていただかなければ、この数字に近づくことはできないというふうに考えておりますので、多くの方に基本チェックリストを受けていただくよう努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）掘り起こしをどんどんやっていっていただきたいと思います。18年から新しく変わらして、予算の編成があったわけなんですけれども、私の出した思いは、12月の補正のときにたまげるような補正金額だったものですから、これはという気が強かったわけです。それで取り上げる気になったんですけれども、やはり特定高齢者の掘り起こしをして何とか軌道に乗せていかなければ、これから団塊の世代の方々の退職とかということがあって、とにかく介護保険事業がパンクしていくというように思いますので、予防事業、まず特定高齢者の掘り起こしから十分に今年またやっていただきたいと思います。

次に、3番目に参ります。駅前の広場のことなんですけれども、私もよく通りますので、心配で心配でということで取り上げました。それで、乗り入れに際して町と広電で停車の会議をということでありましたけれども、相談されたと思うんですけれども、最

初の時点で今のようなことが想定というか、最初の乗り入れ、広電の報告があったときにどんな感じを持たれたか、そののところをもう1度お聞きします。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）これにつきましては平成18年、昨年7月18日に中国運輸局から道路管理上の意見照会がございまして、我々も初めて広電が駅に乗り入れるということを知ったわけがございまして、早速翌日に広電に来てもらいまして内容を聞いたわけですが、その中で運行状況などの話を聞きますと、混雑が予想されるということは最初から予想はできておりました。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）できておりましたということですがけれども、大きなバスが2台もあそこへ滞留するようなことだったわけなので、その時点でこちら、町としての意見を、こういう場合とか指導とかというようなコメントは出されたのかどうか、もう1度お聞きします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）これは昨日、議員の方にも説明したとおりでございまして、我々のまちに入ってくるためのいろんな要望とか考え方が全然周知していなかったから、厳しくそれは要望して、スムーズに行く方法を考えてくれということをおっしゃっています。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）私も質問をつくる上で現地に何日も通って見てきたわけなんですけれども、一番の問題は、ずっと毎日通ってわかったんですけれども、広電バスの行程に問題があるということがわかったんです。どういうことかといいますと、海田と熊野に行っている、それから、海田からバスセンターに行って、2行程で運転を広電がしているわけです。そこに問題があるということが、毎日通ってみてわかったんです。2行程で結局、熊野から来て海田でおろして、時間待ちで、また帰って熊野に行く。それから、バスセンターの方からはまた海田に来ておろして、時間待ちで出発で、またバスセンターへ帰っていくと。この2行程でなければ、熊野から一直線で海田を通ってバスセンターへ行く1行程だったら、今のような混乱はないと思うんです。ずっと観察したんです。なぜこの2行程営業を看過されたのか、そこが私はポイントじゃないかと思ってやってきたんですが、その辺はいかがですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）これは我々が管理するところではないんです。実は運輸局の方からそういう行程をして、交通緩和のための策としてやられたというふうに理解しております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）ですけれども、結果として海田の駅前の南口の広場にとっては結局その2行程でもって混乱しているわけですよ。運輸局とかそういうあれですけれども、駅前広場がスムーズにいけばいいわけですから、やはりその2行程を今からでも、海田へ寄ってバスセンター、1行程で要望すべきじゃないかと私は思うんです。今から手直しをするということなんですけれども、2行程になっていることが混乱を招いているとおるので、それをやめさせて1行程とか、そういう要望をもう1度出す気があるかないか、その辺をお聞きします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この問題も、中国運輸局をはじめ、交通のいろんな状態を関知しながらそういう最善の策をとられたというふうに言うておりますので、私の方からそれはということはありません。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）運輸局の意見も意見なんですけれども、実際海田町の駅、我々は海田町の議員でありますので、駅前がスムーズにという思いがほとんどなので、私は行程に問題があるというぐあいにとらえております。

それから、3番目の循環バスが、実際に見ておまして、バス停のところが結局全部一緒なんです。芸陽も広電バスも循環バスも全部同じバス停、同じ位置にあるということで、3番目に言いましたように、循環バスが先に運行し始めたのに結局小さい思いをしているというのはやっぱり情けない。愛する町のためにということをお考えれば、私はあそこへ行って情けない思いをしてきて、やっぱり循環バスを一番中心にというか、そういう気持ちはないのかどうか、もう1度お伺いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）そのためにそういう利用者、今の循環バス、タクシーとか、その辺の方のいろんな意見を吸収しながら協議をしていただいておりますので、そのことについて我々がどうこうということは差し控える、こう思っています。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それから、バスあるいはタクシーの乗り入れの負担金、これは、スペース

でもってあれだけ占有というか、ひどいので、この負担金自体は、よその例もあるでしょうけれども、負担金を取って取れないことはないのかどうか、そこをお聞きしてみたいと思います。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）これは昨日答弁したとおりでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）考えていないということだったんですけれども、あれだけ占有しておれば、町民代表として、取ったらと思うんです。すごく占有がひどいということで。考えていないということなんですけれども、取って取れるのかどうか、そこをもう1度お願いします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）道路用地の中でそういう公共交通機関が利用することについて、取れるということはありません。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）急ぎます。駐車場の件で、やはりあそこの駅前の混乱を町民の人とも話をするんですけれども、5台ほど一般の送り迎えとかということでスペースがとってあるわけなんですけれども、前からそうなんですけれども、区画整理とかの事業もあるわけなんですけれども、周辺に駐車場を誘致される考えは基本的にないというのも不自然なので、誘致される考えがあるのかどうか、もう1度お聞きします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）昨日、町長が答弁いたしましたように、適当な敷地がないということで、公共が誘致してそういうものをつくるという気持ちはございません。しかしながら、区画整理事業、駅周辺のまちづくりの中でその辺は考えていきたいと思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）場所は、あいている場所がイチジク畑とかがあって、ないことはないわけですよ。その気になればですね。私はそういうぐあいに考えるわけなんですけれども。

それから、新しい配置図です。昨日もあれなんですけれども、新しい配置図がバス停の近くを削ったりということなんですけれども、それで道路を拡幅するというので、それから、バスが回転できる回転路の確保とか、そういうことでありましたけれども、私の考え、テトラパックの四角な休む場所がありますね。いっそあの辺まで削ってスベ

ースを十分あれして、ゆとりを持った配置図というか、そういった考えを思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）区画整理事業の事業化に伴って駅前の広場の整備がございます。これがもう目前に迫っているというふうに我々は思っております。その中で過大な投資ということは差し控えたいということで現在の改修計画になった経緯でございまして、三宅議員がおっしゃるように、そうすれば一番いいんですけども、もう少し時間をいただきたいと思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、新しい図面のあれも見ましたけれども、警察の手続きが終わって新しい図面に変更して行って、はっきりと今よりは数段によくなるという見通しはどうなんですか。手前の歩道を削って道路を拡幅する、それから、バスが回転できる回転路を確保して、ぐるっと回ってまたつけられるということなんですけども、今より抜本的な解決策にそれでなるのかどうか、そこをもう1度お聞きします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）現在の交通のふくそうというか、混雑度は緩和すると思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、時期の問題なんですけども、今からやって、警察本部の方ということですか、そういうことで、8月ごろ、盆明けぐらいになる見通しみたいですけども……。

○議長（原田）三宅議員に申し上げます。発言時間の制限を超えましたので、発言の中止をしてください。

この際、暫時休憩いたします。再開は追って通知いたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時46分 休憩

午前9時48分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。7番、多田議員。

○7番（多田）7番、多田でございます。今日は2問質問をさせていただきます。

1 番目、カラス公害について。最近、役場前の県道沿いのごみステーションにカラスが来てごみをあさって困っています。町の美観上からも衛生的にもよくないと思いますが、何か対策は考えておられるのでしょうか。この県道沿いのごみの収集が昼からになり、遅いときには2時、3時になることもあります。今から暑くなると悪臭も発生します。朝からずっとあるのをカラスはよく知っていて、それをねらって、多いときは数十羽が集まってきます。収集の時間を早めることや、カラスや猫がつかないステーションの設置などが考えられますが、どうでしょうか。

2 番目、学校薬剤師について。学校保健法で、大学以外の学校には学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置くことが定められていることは周知の事実ですが、本町においてはすべての小・中学校で委嘱済みでしょうか。学校薬剤師は、ご承知のように、児童・生徒が最善の環境で学習できるよう、調査の上、指導・助言をするよう定められています。非常に重要な役目だと考えています。にもかかわらず、その報酬は本町の場合、一般の審議会の委員の日当と同じで、学校医などと比べると大きな差があります。近隣の市町や県の報酬と比べても低いのが実情です。現在、年間何日くらい出ておられるのでしょうか。報酬を増やし、子どもたちの安全を守るための活動を積極的にやっていただく考えはあるのか、それと、今後の方針はどうか、お聞きします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）多田議員ご質問の1点目については私から、2点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

カラス公害についての質問でございますが、カラス対策は現在、カラスよけネットにより対応していただいています。ご指摘のように、カラス、犬、猫によるごみが散乱しているステーションを見かけることがありますが、生ごみを出すときは袋の口をしっかり結び、においが出ないようにするだけで被害は減ると思います。ご質問の収集開始時間を早めることについてですが、ごみ収集には約6時間程度を要します。時間を早めることによる効果は薄いので、変更する予定はございません。また、ステーションへのかごの設置につきましては、交通路事情などを考慮して、支障のない箇所であれば設置していく考えでおります。

それでは、2点目につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）学校薬剤師のことについてお答えします。1点目の学校薬剤師の委嘱状況でございますが、毎年、安芸地区薬剤師会からの推薦を受けまして、すべての小・中学校に配置しております。2点目の出務日数でございますが、学校によって差はございますが、年間2日から5日でございます。3点目の額の見直しでございますけれども、今後、その位置づけ等について整理し、見直しをしたいと考えております。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）カラス公害についてですが、交通の支障のないところに設置をしていきたいというふうに今お聞きしました。ただ、先ほどおっしゃいましたネットについては、ネットがきれいにかぶっているときはいいんですが、ごみが多いときなんかはネットからはみ出していたりすると、どうしてもそこをカラスがつついて道路上に散乱したりするんです。できれば、ごみステーションというのがあるんですが、そういうのを、よく団地とかマンションなんかにあるような金属製のやつ、あれが一番理想的だと思うんです。道路上に設置するのに、インターネットで調べましたら、福井県の日光産業というところが折り畳み式のそういうごみステーションをつくっておられて、道路上とか歩道の側溝なんかにも設置できるようになっているらしいです。費用が、小さいのが7万円で、大きいのが確か11万円ぐらいだったと思うんですが、非常に便利な機能になっていて、今結構ベンチャー企業としてあちこちの自治体が採用しているそうなんです。一番いいのは、折り畳みになっているので、ふだんは折り畳んでいて、ごみを出すときだけ広げるような形になっていて、よそからごみを持ってこられることもないということで、非常にいいなと思ったんですが、この費用についても大きいのが11万ちょっとぐらいなので、2メートルぐらいあるそうなんです、それを旧国道に設置してカラスが来んようになると今度はほかの地域へ行くかもわからんのですけれども、旧国道沿いだけでも自治会の方に言われて、例えば半分町が補助してあげるからどうですかとか、そういう考えはないでしょうか。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）折り畳み式のごみステーションということで、常時設置しておるステーションについては道路を少し遮断するというようなこともあるわけございまして、ただいまいただきましたご提案につきましては十分に研究をさせていただき、いずれにしても地元の方、ごみを出される方に管理をしていただくということになろうかと思っておりますので、少し研究をする時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）ぜひ研究していただいて、前向きに検討していただきたいと思います。

学校薬剤師の件ですが、年間2日から5日とおっしゃられたんですが、役目としては非常にたくさん幅広く役目があると思います。例えば光度、明るさの問題とか、それから、プールの水の管理とか、水道水とか、非常に役目が幅広くて、できたら、薬剤師の方にお聞きすると、たくさん行っているいろんな調査をしたいんだけど、海田町の場合は近隣の町と比べて非常に金額が低いので、学校医なんかと比べると、重要性の割には非常に金額が低いということで、余りやる気がないと言ったらおかしいんですけども、ボランティアみたいなものだというふうにおっしゃられたんですが、学校医と同じぐらいの重みがあると思うんです。例えば府中町なんかでしたら年間が12万円だそうです。広島市が年間15万7,000円、県が15万円だそうです、ここまでと言わないでも、1回6,000円というのはちょっと低いなと思うんですが、その辺の検討をされるとおっしゃられたと思うんですが、もう1回お願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）先ほど申したとおり、身分も含めて見直しを図りたいと思います。

○議長（原田）次へ参ります。4番、西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。大きく3つの質問をいたします。

まず第1点目、自然環境の保全についてお伺いいたします。テレビ、ラジオ、新聞などは、自然環境の保全に関して日々メッセージ報道がなされ、多くの人の意識が変わりつつあります。自然を守ることの意義は、単に地球を守るだけでなく、自然資源に依存する暮らしを保護し、住民が自然との共生を確保することでもあります。そのためにも、教育、研究、動植物生息域管理、環境啓発を一体とし、実施しなければならないときが来ております。ここ海田でも、自然に恵まれ、環境庁絶滅危惧Ⅱ類に指定されている日本古来の黒メダカもまだ生息しています。また、蛍も季節になると三迫川の方では美しく飛び交っています。この景観を後世の子どもたちに残すためにも、何らかの早期の対策が必要と考えます。以上のことから、次の点を質問いたします。

1点目、今年度ふたかけ予定の水路に生息する黒メダカの保護はどうするのか。

2点目、曾田地区の急傾斜対策予定地の周辺を含めた環境保全と、隣接する水路の生物の保護はどのようにするのか、お伺いします。

3点目は、2点目の曾田地区の自然に対し、緑化の推進及び黒メダカや蛍の生息を目

的とし、教育や生息域管理及び環境啓発を進めるための、現在、西小にあるビオトープなどの環境保全対策を検討してはどうか、お伺いいたします。

次に、大きく2点目、地球温暖化対策についてお伺いいたします。前質問の自然環境が心配される中、地球の温暖化は20世紀の間に0.4から0.8度上昇し、これからの100年間ではこれまで以上に上昇すると予測されています。その原因には、ガソリンなどの化石燃料の燃焼が考えられます。このまま温暖化が進むと、洪水、干ばつ、森林火災、台風の増加により農業や水産業に悪影響を及ぼし、多くの国で食糧が不足し、マラリアをはじめとした熱帯性の感染症の流行などで健康が脅かされるおそれもあります。こうしている間にも温暖化は着実に進行し、この対策は早ければ早いほど効果的です。緊急の対策として、国は地球温暖化対策推進法に基づく実行計画を平成17年4月に策定し、地方公共団体はこの趣旨を踏まえた率先的な取り組みを行う方向に進んでいます。このような背景の中、県内の市町ではてんぷら油を再利用するバイオ燃料の実用化がなされています。海田の町花であるひまわり油を利用して温暖化対策を進めるとともに、町花ひまわりをPRし、まちおこしを図ってはどうかと思っております。以上のことから、次の点を質問いたします。

1点目、てんぷら油の再利用で町内循環コミュニティバスや町所有のマイクロバスの燃料として検討してはどうか。また、そのための調査・研究費を計上してはどうか、お伺いします。

2点目、官・学・民のバイオ燃料の実用化に向けた共同研究を実施してはどうか、お伺いします。

3点目、ひまわり燃料を海田のまちおこしとしてPRしてはどうか、お伺いします。

4点目、その他温暖化対策に対する町民への補助を考えてはどうか、お伺いいたします。

次に、大きく3点目、ミニ地方公募債についてお伺いします。前質問1と2を進めるためには公的資金が必要になります。国はミニ地方公募債を実施していますので、この制度を活用すれば資金の調達ができるのではないのでしょうか。このミニ地方公募債は、平成14年度に総務省が創設し、販売対象は地元住民で、資金の使い道は地元施設の建設などの地域密着型の事業に限られております。これは地方自治体の自己責任に基づく資金調達方法として有効で、投資家という立場で町政に参加していただくことにより、町政の側も町民や市場に目を向けた財政運営になると考えています。財政健全化を図るた

めに、平成19年3月定例議会の一般質問で地方債残高や元金及び利息の返済計画を具体的に質問しました。その中で、返済利息が一般会計において平均で2%ぐらい、下水道の特別会計で約5%と答弁がありました。今年4月の資金調達を調査してみますと、利息は個人向け国債5年物で1.13%、ミニ地方公募債では「まいばら市民債」同じく5年物で1.2%であることや、団塊世代の向こう5年間の退職金は85兆円とも言われています。この背景を考えると、財政の健全化のため、ミニ地方公募債は有効で、かつ地域密着型事業資金の調達は容易にできると考えられます。以上のことから、次の点を質問いたします。

1、ミニ地方公募債を町として導入を検討された経緯はあるか。

2、ミニ地方公募債には、具体的に今年度予算でどのようなものが対象になるのか、また、質問1と2の事業を含めて、導入の考えはあるか、お伺いします。

3、その他資金調達としての地元住民以外も購入対象となり、地元企業に投資する「ご当地ファンド」の調査・研究はされたことはあるか、また、推奨する考えはあるか、お伺いいたします。以上3点の質問に対してよろしくお願ひします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西田議員の質問に答弁をいたします。まず、自然環境の保全についての質問でございますが、1点目の今年度ふたかけ予定の水路に生息する黒メダカの保護についてでございますが、曾田地内の水路のふたかけは83メートル予定しておりますが、黒メダカが生息している箇所については、安全に生息できる場所に移したいと思っております。

2点目の曾田地区の急傾斜対策予定地の環境保全と水生生物の保護については、急傾斜事業の実施に当たって、防災機能を満足しつつ植生をする工法選択により、環境との調和のとれた事業を実施していく予定でございます。また、水路の生物保護につきましては、急傾斜事業で水路改修は予定していませんので、現状のまま保護できると考えております。

次に、現在ある水路をビオトープとして整備することは、落ち葉、水草、浚渫土などを自然のまま残すことであり、環境衛生上及び防災上問題があり、相反するものと思っておりますので、この場所での対策は難しいと考えております。

続きまして、地球温暖化の対策についての質問でございますが、1点目のてんぷら油の再利用については、原料の確保など諸問題がありますが、現実性があるかを検討して

まいります。

2点目の官・学・民のバイオ燃料の実用化に向けた共同研究の実施につきましては、原料によっては研究されている自治体もございますが、共同研究については考えておりません。

3点目のひまわり燃料を海田のまちおこしとしてPRしてはどうかとの質問でございますが、ひまわりの種から燃料をつくることは、原料の確保が困難でありますので、考えておりません。

4点目のその他温暖化対策に対する町民への補助を考えてはどうかの質問でございますが、地球温暖化防止については住民一人ひとりが気をつけて行っていただくことであり、また、補助の対象となる事業を特定することは困難でありますので、町からの補助は考えておりません。

続きまして、住民参加型市場公募債、いわゆるミニ地方公募債についての質問でございますが、ミニ地方公募債は郵政公社の民営化や公営企業金融公庫の廃止による公的資金の縮減に対応し、地方債の個人消化、公募化を通じた資金調達が多様化、住民の行政への参加意識の高揚を図るものとして発行団体数が増加しているものでございます。身近な例で申し上げます、今年2月に広島県が郵便貯金ホール取得の資金として発行した「元気ひろしま県民債」がございます。

まず、1点目の導入検討の経緯につきましては、国及び県からの情報提供などはありましたが、本町として導入することの検討は行っておりません。

次に、2点目の平成19年度予算での対象事業と導入については、国の指針では、住民参加型市場公募債の対象事業として、起債対象事業のうち「地域住民が当該事業を実施するための資金の供給者になることにより事業への参加意識が高まるようなものが好ましいが、特に対象事業を限定しなくても差し支えない」とあります。また、毎年国が策定する地方債計画資金区分の中で、市場公募資金にも該当しておく必要があり、それらの点では平成19年度発行予定のすべての町債について対象となり得ます。しかしながら、平成19年度債についてはその導入の検討も行っておりませんし、導入にはかなりの準備期間を要すると聞いておりますので、従来どおり証書借入による政府資金や銀行等引き受け資金で対応していきたいと考えております。

次に、3点目の「ご当地ファンド」についてでございますが、特定の都道府県あるいは地域に本社や工場などを置く企業の株式に主に投資する投資信託、いわゆるファンド

のことであり、これまで特段の調査・研究はしておりません。以上でございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）再質問を行います。一番最初の自然保護に関してですが、現状、ふたかけするところの黒メダカに関しては別のところへ移してそれを保全していこうというふうに回答を受けましたので、一応それに対しては前向きな回答で、ぜひとも私たちの子・孫に、そういったメダカが見える、蛍がなくならないようにぜひともしていただきたいというように思っております。

曾田地区のところなんです、現状の急傾斜は当然県が実施されるというふうに思っておりますが、その急傾斜の今までの工事を見ていると、コンクリ張りでほとんど緑がないような状況で急傾斜の工事が実施されているわけですね。特に、これは前も一般質問でさせていただいたんですが、緑化コンクリートとか、そういったやはり景観に配慮した形でぜひともそういった工事を進めていきたい。その工事のときにはいろんなセメント等、そういったものが流れるとメダカ等も死んでしまいますので、そういったところに十分配慮していただくというようなことを、町が実施するわけじゃないですから、県の方へしっかり要望していただきたいというふうに思うんですが、まず第1点、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）西田議員のご指摘のとおり、今、環境保全型で工事を行うように県の方にも言っていますし、県の方もやっただけだと思っております。今言ったように、工事に伴ってのいろんなものについても注意するように県の方に要望していきたいと思っております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）それと、2番目の質問のところなんです、急傾斜を含めて、その下に水路があるわけですね。その水路のところにはザリガニもいますし、黒メダカ、こういったものも生息しています。その少し隣接しておるんですが、東広バイパスのトンネルの橋げたの下のところに清水が出てきておるわけですね。水が出てきております。その清水を含めて、西小にあるようなビオトープを検討していただきたいという意味で質問を出したんですが、何か相反するようなことがあるからできませんよというような回答だったんですが、少し、急傾斜よりもちょっと離れておりますので、実際に海田町の土地かどうかというのはわかりませんが、そこの東広バイパスの橋げたの下側のところに

結構広場があります。水も随分出てきておりますので、そういった意味からして、あそこを西小のビオトープ、そういったもののような形に計画をしていただければというふうに思って、特に今、この前、調査をさせてもらいますと、東小学校の方で19年、20年で文部省の受託を受けて、そういった自然環境を学習するような講座を考えられているみたいなんですね。そういう意味からすると、そこらを踏まえて協力するというんですか、学校教育への手助けをそういったハード面で協力してはどうかというふうに思うんですが、その環境全体を含めて再度ご検討の方と教育への支援という形で考え方、この2点をお伺いします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）西田議員のご指摘のところは国交省の用地になります。それで、今現在、清水等がわいて出てきておりますけれども、量的にも不定期というか、そういう状況の中で、その敷地の中にビオトープ等をつくるということは非常に難しいと思っています。それで、東小の今の環境関係の教育等については、今、三迫川の右岸の歩道整備を行います。その中で親水テラス等をつくっております。そうしたところで、昨日も生徒さんがそこで川に親しんだり、そういう環境の授業だろうと思うんですが、やっておられますので、そういう方向で進めていきたいと思っております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）ぜひとも黒メダカを絶やさないように、そういったものを踏まえた子どもたちへの伝達というんですか、やっぱり環境をきちっと次の後世に伝えていくというのが一番大事だと思います。我々の時代で全部淘汰してしまうと。当然後世にはそういったものの要するに確認等もできないわけですね。だから、そういう現場はできるだけ残していただくように努力していただきたいというふうに思います。

それから、次に2点目ですが、てんぷら油の再利用によつての町内循環コミュニティバスへの利用とかマイクロバスへの利用、これは検討するというふうな形で回答が来ておりますが、特にI P C Cというんですか、要するに気象環境に関する国家間の対策プランというような組織がございまして、そこが今回、1週間ぐらい前じゃったですか、この20世紀に温度が上昇してきた、先ほど言いましたね、0.4から0.8ぐらい温度が上昇した、これの主たる原因は人間の生活活動であるというふうに断定されたんですね。夕べの2時か3時ごろのテレビだったですか、これもやはり同じように、産業革命以降非常に温度が上がってきておるのを実際に報道されたようなことがありました。というこ

とは、やはりこの対策をきちっと今から講じていかないと、我々だけじゃなくて、よその国にもいろんな形で影響していくわけですね。そういった対策を今きちっと、国際的にもサミット等で話をされております。それをやっぱり現実にやらないと、これは対策はできません。現実に対策するのに一番効果的なのは、クールビズとか、省エネの家電製品とか、省エネ対策の車とか、そういったものを個人がしっかり理解して購入される、またはクールビズを実行される、これによって現状の40%削減できるというようなことがこの環境白書の中に出てきております。ということは、実行できるものはやはり自治体としてきちっと今から実行していかないと、いろんな意味で、対外的もそうです、批判を受けるでしょうし、そういった意味の回避をするためにも、実行できるものから即座に実行していくようなことをすべきだというふうに思うんですが、その点のお考えはどのように考えられていますか。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）三宅議員さんのご質問と重なる部分があるかと思えます。地球温暖化、これの対応については全地球的な問題でございまして、住民一人ひとり、地球におる人間一人ひとりが少しずつでもその努力をしていくということが大きな解決につながっていくというふうに考えておりました、そうした方法論につきましても、町としてはその方法について、一人ひとりができることについてPRをしていきたいというふうに考えております。また、ある町では、例えば電気の節約ということの具体策の中で、何家庭かがグループをつくって、前の月の電気代より下がった場合に町の方が、ご褒美程度のことだろうと思うんですが、そうした形でのPRを実施しておるところもございまして、そういったところも研究をしながら、町としてできることは何か、根本的なことは町として難しいわけですが、町として個々の家庭の方々にしていただける手助けは何ができるか、これは十分にこれから検討し、PRを重ねていきたいというふうに思っております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）今言われるとおりのことです。だから、やはり2つだと思うんです。まず1つは、行政が先頭を切って環境対策をしていくと。だから、公共施設等にいろんな環境対策機器等も整備しながらそういった啓蒙活動をしていく、これがまず第1点だと思います。もっと効果が出るのは個人の力、個人一人ひとり、住民一人ひとりの方にきちっとそれを理解していただいて、それに協力していただく、そういった体制をやはり行政

として支援していかんといけないというふうに思うんです。そういう意味で、先ほどそういう助成金とか補助金なんかを出してはどうかというふうに質問したわけです。特に助成金に関しては、行政だけじゃなくて企業の方も結構助成金を出しておりますね、現実には。だから、そこら辺を踏まえてやっぱり行政の方も補助金等を出していただくようなことを、現段階で出ささいというのは難しいかも知れませんが、そういった方面の研究をしっかりといただけるかどうか、この2点をお願いしたいと思います。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）先ほどご答弁申し上げましたように、その方法論、あるいはそうした報奨金といいますか、それが出せるかどうか、今の財政状況の中では非常に難しいと言わざるを得ないんですけれども、そういったことも含めて今後検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）それじゃ、検討の方をよろしくお願いいたします。この温暖化の問題はまたいろんな形で出てくるといいますから、その機会にまた再度質問をさせていただきたいというふうに思います。

最後に、ミニ地方公募債なんですけど、先ほどの回答の中で、現状の要するに借入方式で変更しないというふうに回答が来たわけなんですけど、このメリットが随分あるんですよ。まず1つは、住民の方々が行政に参画できるスタンスがとれるというのがまず第1点。それと、その投資していただいた住民の方は一般市場の金利よりも少し多い目の金利がリターンとして戻ってくるというメリットがあるんですね。それは住民さんの方ですけど、逆に行政の方は、そういったことを町民の方に訴えることによって行政にしっかり目を向けていただけるという、こういうメリットが生まれると思うんです。それと、先ほどいろんな公的資金等の減少傾向にある中で資金調達が非常に難しくなってきたというような答弁がありましたが、その資金調達も、町民の方にそういった意味のご理解を得て調達がしやすくなってくるんじゃないか。もう一つ、当てにしたいのは団塊の世代の退職金なんです。向こう5年間で85兆円と言いましたが、具体的に調査が出ておまして、その退職金の約半分、51%ぐらいは預貯金に当てるといようなアンケート結果が出ているみたいなんです。ということは、随分なお金がそういった高利のところの預貯金を探しておられるという環境があるわけですね。だから、そこらをやっぱりうまく利用していく。その利用するのは、金銭的な関係だけじゃなくて、まち全体を今

からつくっていこうという1つの観点から、ミニ公募債というのは非常に有効だと思うんです。だから、今は現状で進めていきたいというふうに言われておるんですが、やっぱりこの際、いいタイミングですし、団塊の世代の方々の退職も今から随分出てきますので、早く研究して検討を進めていかれたらどうかと思うんですが、その点、再度質問というような形になるかもわかりませんが、答弁をお願いいたします。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）ミニ地方公募債ということで、これは我々も以前から興味は示しておったところではございます。町長の答弁の方で、19年度の事業につきましては現状の形での起債借入、これでいくという方針であります。ご指摘のように、このミニ地方公募債の一番いい点は、住民が参加をする、住民参加型の事業ができていくということ、これが一番メリットがあり、また、地方債を請け負われた方に銀行利息以上の少し高い利率が入るところが大きなメリットだろうと思います。ただ、現時点で、基本的には町の現在の財政の中で起債についてはできるだけ、ある部分では償還できるものは償還していこう、起債はできるだけ少なくしていこうという方向性の中で、あえてこのミニ地方公募債を募集してハードをつくっていくというのも非常に難しい部分もございます。当面、ご承知のように、投資的経費、特にハードにかかわる投資的経費は極力抑えた今の行革の内容になっておりますし、例えばの話ですが、織田幹雄館を立てるというようなことがあれば、これは非常に住民が一体となって、住民の資金を活用してそれを住民参加の中でやっていくということで、非常に意義があるんじゃないかというふうな思いもするわけでございますけれども、そうした資金を活用してハードを建設するということが現時点ではなかなか難しいというようなことの中で、今後そうしたことがあれば、このミニ地方債あたりを活用することも視野に入れながら研究を続けておきたいというふうに思います。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）将来にわたって原資を集めていくというのはなかなか難しい時代になりつつあるわけです。それが現在行われている行政改革であるし、財政健全化計画であるというふうに思います。お金を確保するのが非常に難しくなる理由があるんです。1つは高齢化率なんです。高齢化率が1975年では8.9%、これは広島県なんです。2004年、平成16年では20.4%、25年、平成27年には30.1%になるということなんです。海田町がどのようになるか推計されておるかどうかはわかりませんが、それに類似したような形で

高齢化が進んでくるというように思います。そういったときに、原資を調達する手段はいろいろな方法を考えていく必要があると思うんです。先ほど負債を抱えたくないというふうに言われたんですが、私もそう思います。負債は抱えたくないです。だから、前の一般質問でもさせていただいたんですが、やっぱり借金返済をまず不用額の中からどんどん出していくべきじゃないですか。そういうものを減らしていく。今現状やられている体制は、何か建設資金にもまた積み立てをするというようなこともある。だから、そこら辺の関係が、将来にわたって建設される、それに例えば今のようなミニ公募債を検討しておけば、前もって計画しておけば、調達できるような環境が整備できてくるんじゃないかと思うんです。だから、今のうちにどんどんためるんじゃなくて、できるだけ効率的な金の流し方、これは非常に重要だと私は思うんです。それは実際に私は試算していませんから、わかりませんが、そこら辺は財務の方もきちっと試算していただいて、どういう形で運用していったらどうかというのは精査した中でその見出しを出していただきたいと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）ただいまのご質問にお答えします。将来の建設資金の調達のためにミニ市場公募債をとということでございますが、あくまでも起債充当率は、ミニ市場公募債を使ったからといって増えるわけではございません。充当率は、70%であれば70%、それが100%に増えるということじゃございませんので、資金が一般財源の持ち出し部分についてはあくまでも一般財源で賄わないといけないということですから、その部分の資金はためておかななくてはいけないということがございます。その点が1点ございます。それと、ミニ市場公募債につきましては、最近の例で言いますと、先ほど町長の方が答弁の中で言いました「元気ひろしま県民債」でございますが、これが、国債の利率が1.2、県が発行しました県民債が1.3、政府資金の利率が1.3、政府資金と変わらない状況でございます。なおかつ、ミニ市場公募債につきましては、その発行手数料、あるいは償還に係る手数料等が上乘せになってきます。その部分があるので、そこらを含めて総合的に判断する必要があるかと思えます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）そうなんですね。やっぱり町に負担のかかる利率をしっかりと見据えた上でミニ公募債を出さないといけないというふうには思います。まず、行政の方では、基本的には補助金が取れるものは取っていただくというのが大前提だと思うんです。ホーム

ページを見ていただきますと、「頑張る地方応援プログラム」というので、コミュニティバス運行による広域交通整備とか、子育てしやすい環境づくりとか、安心・安全な学校づくりというので、補助金等の申請を出されて、取られるような方向に向かっている、これは非常に敬意を払うところなんです。そういったものはまず第1次的に取らないといけないんですが、第2次的なところ、先ほど手数料等もごさいますが、要するにやっぱり利息が低く原資が借入れできるような方法がもしあるのならば、ぜひともそのミニ公募債を出していただきたいということ。だから、今の現状、説明の中では、やっぱりメリットがあればするというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）ご指摘のようにメリット、今の利率の関係もごさいますが、そうした住民参画を啓発していく、あるいは利率のメリット、そういったものがあれば検討していきたいというふうには思っております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）じゃ、もしその比較がきちっと出てきたときには実施していただけるというふうに理解しております。いろんな形で市場を常に調査しておかないと、そういったところを見落とす傾向がございますので、その点は執行部の方はしっかり努力していただいて頑張ってくださいというふうに思います。以上で終わります。

○議長（原田）暫時休憩をいたします。再開は10時50分。

~~~~~○~~~~~

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。3番、岡田議員。

○3番（岡田）3番、岡田です。4点ほど質問させていただきます。

まず、町立小・中学校の冷房設備について。学校では、主人公の子どもたちが一番長い時間過ごす教室にクーラーがありません。毎年、最高気温も高くなっていますが、今年の夏も高く、猛暑が予想されると言われております。今日の子どもたちは、クーラーがある環境で育っています。その子どもたちの成績が落ちたり、体調を壊したりするという状況も予想されます。すべての教室にクーラーをつけるべきだと考えますが、いか

がでしょうか、お尋ねいたします。

また、今年が財政的に困難ならば、室温が極端に高くなる教室や、騒音が気になる教室などに優先順位をつけてクーラーを順次設置することは可能ではありませんか、重ねてお尋ねいたします。

2番目に、学校の給食について。親が弁当をつくって持たせることがどうしてもできない場合は栄養が偏った食事になります。デリバリー給食は、実施された当時、育ち盛りの子どもの持った親に歓迎されました。現在、デリバリー給食の利用状況はどのようになっているのでしょうか。

お母さんたちから話を聞くと、小学校のとき給食が好きだった子どもたちが、中学校に進学した途端、弁当にしてほしいと親に言い出したそうです。毎日の献立が単調で、食材の使い方にも問題があるのでないかとのことです。給食には町として負担をしている部分もあります。教育の一環である食育も、未来を担う子どもたちには大切な問題です。不評で、せっかくの給食をとめてしまうのではなく、自校方式を視野に入れた継続の仕方も検討すべきではありませんか、お尋ねいたします。

3番目に、ごみ問題について。ごみステーションに長期にごみが放置されていれば、火事や悪臭の原因ともなります。これは付近の住民にとっても大変深刻な問題です。前回の議会での質問では担当部署の方々のご苦労もお伺いしました。これはごみを出す人のモラルの問題であるということは明らかです。広島市では生ごみも有料化を検討中と言っています。広島市の有料化で、海田町にごみを捨てに来る人も増えてくるのではないかと懸念されます。有料化を検討中の広島市に海田町としても何らかの申し入れをすべきではありませんか、お尋ねいたします。

4番目に、土地開発公社の解散について。海田町では、役場の移転や、駅前の土地利用など、今後の課題が山積しています。休眠状態の土地開発公社が解散するようですが、役場の移転問題などが決まってから解散してもいいのではありませんか、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）岡田議員の質問の3点目、4点目については私から、1点目、2点目については教育委員会から答弁をいたします。

ごみの問題についての質問でございますが、生ごみの有料化を検討中の広島市への申し入れについては、ごみの収集・処分は各地方公共団体においてそれぞれの方法で処理

されています。隣接の広島市の有料化についての申し入れは考えておりません。

続きまして、土地開発公社の解散についての質問でございますが、本町の土地開発公社は昭和46年に設立し、用地の先行取得に活用してまいりましたが、近年、土地価格は下落もしくは鎮静化傾向にあり、先行取得のメリットがなくなってきました。また、本町の財政状況も考慮し、公社の活用によらない公共用地の取得を行うことがより現実的であると判断し、この6月定例議会において解散についての議案を提案しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それでは、1点目、2点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくをお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）小・中学校への冷暖房設備についてお答えいたします。1点目のエアコンを全教室に設置することについてでございますが、これまで教室へのエアコン設置は平成2年度から、図書室や保健室など、音楽室を含めて特別教室、それと、子どもたちに特別な配慮を必要とする、例えば西中学校の北側の町道沿いにあります特別教室すべて、順次整備してまいりました。本町では厳しい財政状況の中、整備費に多額の経費を要することもございますので、普通教室へのすべてのエアコンは見送ってきたところでございます。平成15年から、普通教室へのエアコン整備の国庫補助の、条件つきではございますが、補助制度もございます。今後、エアコン整備につきましては、子どもたちの状況等を総合的に判断しまして、財政とも相談しながらやるようになると思います。

次に、中学校の給食でございますが、利用状況でございます。当初、出発当時は、16年度末の3月の利用者は両中学校合わせて196名、割合が22.9%でございました。本年5月の利用者は166名、19%でございます。

中学校給食の今後につきましては、これまでも申し上げておりますとおり、今年度中に方針を出して決めたいと考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）それでは、再質問させていただきます。1番目の中学校のクーラーなんですけれども、15年度から国庫補助がついて順次というふうなニュアンスだったんですけども、今までずっと温暖化のことが出ておりましたけれども、温暖化というのは自然現象じゃないんですね。やはり社会のああいうふうな森林の大伐採であるとか、戦争とか、あるいは原発を物すごくつくった、そういうふうなのがすべて、あとは物すごく利

潤を追求するための経済活動、そういうふうなものが重なって起きておると思うんですけども、こういうふうな中で、この前、海田町でも5月27日ですか、日曜日に昼の3時ぐらいですか、オキシダント情報というのが出て、生活安全課の方から、町民の方は外に出ないようにしてくださいというふうな放送があったと思うんですけども、あれはたまたまというか、日曜日だったからよかったんですけども、もしああいうふうな状況というのが今からあると思うんですよね。そういうふうなときに、例えば中学校の生徒、小学校でも中学校でもいいんですけども、下校時間になるとかそういうふうな場合は当然学校としてはそのまま下校をさせるということはないと思うんです。外に出ないでくださいというわけですから、そういうふうな想定になると、歩いて帰るということはなかなか難しいと思うんですけども、そういうふうなことも含めて、じゃ、学校の中で、校舎の中で待機というふうなときに、そういうふうな物すごく暑い状況の中で、あれは6時ぐらいに解除になったと思うんですけども、待機するというふうなものも含めてやはり早急というんですかね、少々の教室にクーラーがあるからというふうなのじゃなかなか対応できんと思うんですけども、そういうところはどういうふうな計画というんですか、持っておられるんでしょうか。そういうふうなときの場合というんですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）オキシダントだけに限らず、暴風雨であるとか、そういうときには学校からすぐ直ちに帰るということが不可能な場合はいろいろ想定されるわけです。これは危機管理の中で学校の対処が決まっておりますけれども、普通教室すべてを冷暖房にするということとは直接的にはかかわりのないところでございます。間接的にはあると思いますが。ただ、ご承知のように、本町の小・中学校はかなり老朽化しております、すべてにとすると、改修と両方に投資するというのは普通は考えられない。そういうことで、本町の財政とも相談しなければいけませんけれども、相談しながら進めなければならぬということでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）当然一遍にすべて、全部というふうには財政的に大変厳しい面があると思うんですけども、やはり今の全国的な方向というんですか、そういうのは平成2年から、特別教室とかというのにはクーラーをつけて、今度は一般の教室というふうな格好で順次つけてきよると思うんです。平成15年からは国庫補助も、どの程度かはわかりま

せんけれども、つくという格好になったんですけれども、これは今どんどんこういう温暖化の問題とかで、子どもたちは大人と違って体温が高いんですよ。その中で授業をするということは先生たちにも物すごく負担がかかると思うんです。負担というか、大変だと思うんですよ。外で体操とか何かをして部屋に入ってきたときとかというのは物すごく大変だと思うんです。そういうのも踏まえて、今からの猛暑というんですか、毎年毎年今からどんどん平均気温が高くなってくると思うんです。教室の中でも40度ぐらいに室温になるというふうに、実際になっておるところもあると思うんですけれども、やはりそういうふうなところに優先的にクーラーを、冷房装置というんですか、そういうのをつけて、快適ということはないんですけれども、そういうので授業をさせにやいけんと思うんですよ。今ここもクーラーがきいて、その点は、ここにおいたらそうでもないんですけれども、今も外は物すごくかんかん照りですから、これがまだまだ温度が高くなるということですから、そういうので教育というか、子どもたちをしっかりと育てていくというふうなことに繋がってくると思うんですけれども、これはぜひとも順次、財政が厳しい中なんでしょうけれども、順番というんですか、そういうのをつけて設置をしてほしいと思うんですけれども、そういうふうな順番をつけて、頭を使うというか、国庫補助なんかもいろいろと検討されて順次つけていくことが可能なのかどうかというのをお尋ねいたします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）可能かどうかということは、財政投資ができるかどうかということでございます。ですから、先ほど申し上げたように、ちよびちよびやっていくのか、改修のときにすべて、あとは残っておるのは普通教室がほとんどですから、どこかの学年だけやるというようなわけにはまいりませんので、やるときは改修計画ともリンクした格好で考えないといけないと。それから、環境の問題もございまして、クーラーをつけることは今まで出た意見から逆行する行動にもなるわけですし、特別、子どもたちにとって非常に危険な状態であるということがない限りはまだ消極的でございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）今からどんどん多分、予想ですけれども、そんなに温度が下がっていくというようなことはないと思うんです。毎年毎年夏は去年よりも暑かったぞというふうな状態がずっと、今の温暖化の現象というのは続くと思うんです。それは今どこもなかなか学校改修のときというふうな格好になっておると思うんですけれども、ほかのところ

の地域も結構クーラーをつけるというふうなことになるんですよね。だから、財政的に難しいんでしょうけれども、ぜひとも検討をお願いいたします。

それと、デリバリーなんですけれども、率でいったら20%とか、物すごく低いんですよ。当初これを導入される時はもう少し、6割ぐらいを予定されておったというふうに聞いておるんですけれども、2割しか申し込みがないという状況ですね。広島市の場合は、申し込みが低い、低いというても、4割近くあるんですよ、デリバリーが。この差というのはどういうふうなことと思われませんか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）デリバリーの目標は6割ということで当初出発しました。これは、当時、広島市が6割程度とっておるということをもとに試算して出発した数字でございます。先ほどご質問では、現在広島市が4割、海田町が2割ということでございますが、その差につきましてはなぜかということは検討しておりません。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）お母さんというか、父兄の方に聞いてみると、子どもさんたちが言われるには、やはりおいしくないというふうなんです。試食をする機会があるそうなんですけれども、そのときはそうでもないみたいだけれども、ふだんはおいしくない。広島市もそうなんですけれども、やはり内容というんですか、そういうのに問題があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、例えば思い切って業者の方を変えとか、そういうふうにせんと、例えばこのままでいくと、申し込みが低いから、いろいろな面で廃止の方向というふうなニュアンスだったと思うんですけれども、そうした場合に、これを一番最初に導入したときは、朝ご飯も食べないで来る子どもさんがおると。昼はパンとかそういう格好ということになると、やはり育ち盛りの子どもたちというか、そういう子どもたちは物すごく栄養的にもバランスがよくないと思うんです。それと、本当は自校方式というのが一番いいんでしょうけれども、それもやっぱり学校給食も教育の一環ですから、みんなが同じような格好で配ぜんをしてから食べるという、そこで教育をされるわけですから、申し込みの率を上げてもらうような方法というんですか、今の食材、おいしくないという、栄養士さんがおられるから、そんなことはないというふうに言われるかもしれませんが、もう少し食材の内容というのを吟味せにゃいけないんじゃないかと思うんですけれどもね。ただ嫌いだから食べないんじゃないかと、おいしくないから食べないのであって、結構楽しみにしている生徒さんというのは多いんです

よね。多いけれども、1回食べて余りおいしくなかったら、もうなかなか頼む気がしないというふうになると思うんですけれども、その辺の改善ということはできないんでしょうか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）給食内容に問題があるんじゃないかというご質問でございますけれども、私どもの方は栄養士を置きましてから、小学校の給食メニューであるとか、広島市の給食メニューであるとか、様々なものを取り寄せながら検討しながら、四季折々の食材を利用し、献立を立てておるところでございます。なお、食材につきましてはご本人負担の250円という限られた食材の中で賄っておりますので、すべての子どもさんのニーズに対応しかねるところもございますけれども、しかしながら、そういう食材の中で精いっぱいやっております。また、アンケートをとっておりますけれども、その中を見ますと、確かにおいしくないと言う方もおられますけれども、とっていない、注文されていない大半の保護者の方は、これまでずっと中学校は保護者の弁当によるもので賄っております。そういったものが1つは定着し、できればお母さんがつくってくれる、家族のつくってくれる弁当にしたいというご希望もたくさん多うございました。そして、おいしくないと言う方は、好き嫌いとか、あるいは自分の嗜好に合ったものが出ていない弁当についてはやはりおいしくないという評価もしておられますので、それをもって内容がまずいということは言えないのではないかなというふうに理解しております。いずれにせよ、皆さんの満足のいくようなメニュー、献立はつくっておるところでございます。以上でございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）なかなか注文の率というのか、これが2割ぐらいというのは、そう言われても、やはり味というのか、そういうふうなのに問題があるんじゃないかともどうしても思うんです。例えばこれを、お母さん方の弁当と言われますけれども、給食というのも教育の一環ですから、そういう立場に立ってお願いしたいんです。それじゃ、今、ちょっと問題からそれるかもしれませんが、朝ご飯を食べてこない子どもたちとか、昼ご飯はパンとかというふうなのがわかりますか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）教育委員会の方では把握しておりませんが、そういった朝食の取得状況等については各学校の養護教諭等は調査をしておるところでございます。

す。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）調査をしておられる、多分そう思うんですけれども、どういうふうな状況なのかというのを資料でお願いすることはできますか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）県の学力調査のときに一緒に生活調査もしておりますので、確か私の記憶では、中学生で朝ご飯をとらないのは1割弱だったろうと思います。小学生も出ていますけれども。データはありますから、後でもお見せします。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）大ざっぱな数字でしょうけれども、1割弱というのはかなりの数だと思うんです。それはいろいろな家庭の事情があってそういうことになっておると思うんです。そういうふうな子どもさんということ、昼間も同じような格好になってくるんじゃないかと思うんですけれども、やはりそういうふうな生徒さんたちというんですか、そういうのも教育の一貫として町が何とか手当てをするべきだと思うんです。実際に府中町とかというのはそういうふうな給食をしていますからね。府中町じゃなくても、広島市でもしておるところ、広島市は全校で2割だそうなんですけれども、デリバリーでない自校方式の給食というのもしておるところもありますから、やはりそういう方向で対処をしてもらいたいと思います。

それと、ごみ問題なんですけれども、先ほどからありまして、海田町はそんなに人口は増えていないと思うんですけれども、ごみの量が、昨日の中で600トンぐらい増えておるというふうな格好なんですけれども、海田町として、ごみを出さないような計画というんですか、広島市だったらエコゼロエミッションというんですか、そういうふうなのを立ててやっておるらしいんですけれども、海田町はそういうふうな計画というのがあるのかどうか、お願いします。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）広島市のような計画は現在のところ立てておりません。毎年実は減ってきたので、去年18年の実績を見まして、びっくりしておるところでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）その中で、去年だけが増えておるというふうな格好みたいなんですけれども、ここの海田町はぐるりと広島市に囲まれておるんですけれども、特に地域でごみを

出して、後のお世話をされる自治会の方とか何とかは大変なんですけれども、以前からそうなんですけれども、特に大型ごみというふうになってきたら、大型ごみを捨てやすいステーションに捨てるという方がおられるんですよね。それはどこかはわからないんですけども、そういうのがなかなか後を絶たないと。今はそんなことはないんですけども、以前でしたら串掛林道のところに大型ごみが、冷蔵庫とかテレビというのがかなり捨ててあって、町としても大変な苦勞をされて処分されたというふうなことがあったと思うんですけども。広島市が有料になる。ごみの処分はその自治体でやるんだから、他の市のことについてはなかなか口が出せないという、それはそうかもしれませんが、やはりこの海田町というところはぐるりと広島市に囲まれておるわけですから、実際にごみ問題というのはそこに住んでいる地域の方にとってはかなり大変大きな問題なんですよね。そういう広島市からの、広島市かどこかはわからないんですけども、そういうふうなごみを持って地域に捨てられるということに対して、特に有料化になったりなんかしたらそういうことが増えるんじゃないかなと思うんですけども、広島市でそういうような協議があるんでしょうけれども、協議の場に少し参加させてくれと、そういうふうなことはできるんじゃないかと思うんですけどもね。やはりこういうふうな、ある程度広域で考えにゃいけん1つじゃないかと思うんですけども、全くできないんですか。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）ごみ1つの問題にいたしまして、広島市が有料化を検討しておることをございますけれども、これは1つの地方公共団体の方針として検討されているものでございまして、そうした中に海田町が介入していくというのは非常に困難である、難しいというふうに、また、すべきでないというふうに考えております。そうした、広島市が有料化することによって海田町の方にごみが投げ捨てられるということについて、確かにあろうかと思いますが、それが膨大な量になるということは考えられません。はっきり申しまして、微々たる量であろうというふうに思います。ごみがここ最近増えてきた、600トン増えたということをございますけれども、これの大きな原因は、ごみの増減、これにつきましては一番大きく影響いたしますのは景気でございます。景気が上昇してくればごみが増えてくるというのが、これが一般的な考え方でございまして、そういう意味合いでは景気が上昇してきたのかなというふうな思いがしております。ただ、そうだからといって、ごみの減量化については今後とも十分PRをしながら、極力ごみ

は少なくしていく努力を住民の方にさせていただくよう啓発を町としてはしていきたいというふうに思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）景気がよくなったからごみが増えたというような答弁はよくわからないんですけどもね。例えばテレビとか、家電4品目ですか、そういうのを海田町に持ってこられると、やはり町で処分する費用というのはかかるわけなんですよね。そういうのでも、極端に言うたら、少し負担金でも出してくれというふうなこと、そういうことを言うてもいいんじゃないかと思うんですけどもね。そんなに例えば大きな金額じゃなくてね。実際に広島市にぐるりと周りを囲まれておるわけですから、それでそういう不法なものが出されるというところは、それこそ写真でも撮って持っていったらそういうことになる、負担金を出してもらえるとという格好に、それはなかなか難しいんでしょうけれども、そういうふうな交渉というか、協議というか、そういうこともしてもいいんじゃないかと思うんですけどもね。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）大型ごみに限って、テレビというふうなことの例で挙げられたわけですけども、それが広島市から投げられたものであるのか、町内の方が出されたものであるのか、広島市からという、住所・氏名が書いてあるのであれば、そういった申し入れ等ができる可能性もあろうかと思っておりますけれども、そういったことは全くわからない状況の中で、予測の中で広島市に対してそういう要求あるいは要望というのは非常に難しいというふうに思っております。ただ、そうしたことのおそれがありますし、あるいは実際に海田町内の方にごみを捨てていかれる広島市内の方もいらっしゃるのも事実でございますので、町としてできる範囲で申し上げれば、安芸区サイドの方に、そういったことについて広島市住民、特に安芸区の住民の方にそういったことのないような啓発をしてほしいということについての申し入れ程度はできるのではなかろうかというふうに思っております。それともう1点は、大型ごみについて言えば、行政改革の中で項目として挙げておりますけれども、町としても有料化を図っていく、あるいは個別、広島市と同じような手法、方法論についてはまだ具体的に検討しておりませんが、現在の収集といいますか、1カ所に集める形態から、個別に収集をしていくというようなことも考え合わせながら海田町も進んでいくようになるかと思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）これは安芸区の方にも要望ならできるとのことなんですけれども、そういうふうな要望をぜひともお願いいたします。

それと、土地開発公社なんですけれども、土地の価格も下がったりで、先行取得のメリットが余りないというふうなことで解散をするということだったんですけれども、これから役場の移転とかJRの高架事業などでそれぞれ沿線の人たちというか、そういう人たちの立ち退きとかそういうことがあろうと思うんですけれども、そういうふうなときのために、やはりこの事業が終わるまで残しておいた方がいいんじゃないかと。その方が町民の方のサービスになるんじゃないかと思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）土地開発公社の本来の使命は、土地が急激に上昇しておった時代、公共用地として取得をしていく中で、取得しようにもどんどん上がってしまうということで、事前に土地開発公社でもって早目に土地を取得しておくというのが、これが大きな使命でございました。そうした中で現在、土地価格も下がり、標準価格も今年もまた海田町は下がってございましたけれども、土地が鎮静化しております。今後、昔のような土地神話はないというふうに言われておりますけれども、そうした中で土地開発公社の使命は既に終わったというふうに我々は理解しております、このまま休眠状態の中で開発公社を運用していきますと、昨日の報告でも申しましたように、何もしなくても理事会を最低2回、予算、決算、それから監査というようなことで、毎年数十万円の支出が余儀なくされるということで、それであればもうここで、将来この役目は終わったという解釈の中で解散をいたしたいということで、開発公社の内部では解散についての承認を得た上で今回、議会の方に解散の議決の議案を提案させていただいておるというものでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）この開発公社の資金というんですか、1億5,000万何がしが、なかなか今のままでは流用というのが難しいというふうな格好の中で、それも1つの要因みたいなので解散されるということなんだと思うんですけれども、やはり町民の皆さんにとって、直接は関係ないかもしれませんが、サービスの低下というんですか、いろいろ今から本当に役場の移転とか、あるいはJRの高架事業というので、開発公社そのものがなくなっても、町民の皆さんの何がしかあったときのサービスの低下にならないのか、

その辺はどうなんでしょうか。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）ただいま申しましたように、開発公社の本来の使命、それは終わっておりますので、住民の方々にこの解散によって迷惑をかけるということは一切ございません。

○議長（原田）次に参ります。13番、前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。まず最初に、白トレイの回収についてということでお尋ねいたします。今年度4月から、毎月2・4の水曜日に白トレイのみを回収することとありますが、それについてどの程度のメリットがあるのか。まず、ごみの減量、あるいは委託業者に払う費用というようなことを考えたときにどれだけのメリットがあるか。

次には、これに関して容器リサイクル法との関係についてどのようになっておるのか。

その次にまた、容器が白だけということと、容器リサイクル協会というのか、その関係はどのようになっておるのか。何か特定メーカーとの関連というか、偏見があるようにも見えるんですが、その辺についてはどのようにお考えかを尋ねるものであります。

次に、都市計画法の線引きということで、ご存じのように、東広バイパス周辺に中高層住宅が建ち並ぶわけではありますが、本町の中心である蟹原地区にも1種住居地域等が見受けられます。最近の人口の伸びぐあいも見るときには、もう少し本町全体的に中高層化すべきでないかということを考えるわけですが、そのためには1種住居地域、あるいは住居専用地域というのは若干郊外といいますか、まちの中心より外れたところに設定をして、少なくともまちの中心部は住居地域、あるいはあわよくば近商等をやって指定した方がいいのではないか。この都市計画法の見直しは5年に1回あるわけですから、ちょっと考えた方がいいんじゃないかと、このように考えますが、町長の所見を問うものであります。

次に、ガステクノのリサイクル施設についてであります。まだ稼働してから日が浅いわけではありますけれども、それなりの飛散物があるのではないかとすることも懸念しますが、何らかの報告を受けておるかどうかということとあります。それらについて何か数値的なものがあれば、以前と変わったところがあるのかどうか、ここらもあわせて尋ねてみたい、このように思います。

その中で、あるいは搬入経路、一応、どういたしますか、海田宇部コンの前の橋から入

ってくるというふうにも聞いておったんですが、ほかのルートからも入っておるのではなからうか。この辺はちょっと先には言うておりませんが、わかればあわせてお答え願いたい。以上であります。

○議長（原田）前田議員、通告書の中に、白トレイの回収のところ、4点目に、白トレイのみの収集に至った理由はとお尋ねであります。これは今お読み上げになりませんでした。これは追加するんですか。

○13番（前田）はい、そうです。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に対して答弁をいたします。まず、白トレイの回収についての質問でございますが、1点目の白トレイ回収によるメリットといたしましては、ごみの減量化につながるものと資源の再利用となるのがメリットでございます。収集にかかる経費は、前年度に比べ、減となっております。

2点目の容器包装リサイクル法との関係については、再商品化義務の対象商品のプラスチック製容器包装の区分に含まれております。

3点目の特定メーカー助成等への偏見ではなかいとの質問でございますが、白トレイを再商品化するためには、特定容器製造等事業者などの特定事業者及び市町村は指定法人日本容器包装リサイクル協会に委託し、協会はさらに再商品化事業者に委託します。再商品化に要する費用は特定事業者と市町村が負担しますので、特定事業者に対する優遇措置ではございません。

4点目の白トレイのみ収集とした理由については、分別収集を行うときは環境省令で市町村分別収集計画を策定し、県知事に提出することが義務づけられております。町の計画は平成17年の見直しで白トレイの収集を追加しましたので、白トレイの回収をすることとしたものです。なお、着色トレイはその他のプラスチック包装容器に分類されますので、今後の見直し時に検討したいと思っております。

続きまして、住居系の用途地域を変更して人口の増加を図ることについての質問でございますが、都市計画法におきましては、社会的な需要、土地利用動向の変化などが認められる際は必要に応じて用途地域を見直すことにされております。本町は広島圏都市計画区域に属しており、その用途地域の見直しについては広域的な枠組みにおいて検討する必要があるため、広島県の都市計画決定事項となっております。町といたしましては、県の意見照会に対し、変更案件、要望等があれば素案として県へ回答し、県が圏域

全体として妥当と判断した場合、用途変更を行う手続きになっております。なお、県では今後において都市計画区域マスタープランを改定する際に指標となる都市計画基礎調査を今年度から実施する予定としております。その成果に基づき、将来の用途地域見直しの方針が客観的に示されることとなります。このことから、本町単独での用途地域の見直しは困難でございますが、海田町域における見直しの必要性については今後、県と協議を重ねてまいりたいと思います。

続きまして、広島ガステクノの公害防止協定に基づく調査結果でございますが、広島ガステクノにおいて昨年12月に調査された結果につきましては、先の3月定例議会の行政報告で報告させていただきましたが、いずれも協定での数値を下回っております。数値の信憑性については、広島県知事の登録を受けた検査機関が調査したものであり、信頼できる数値と認識いたしております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）今の白トレイのところ、若干のメリットがあるんだということですが、数値がはっきりしていないですね。例えば白トレイを分別収集することによって、もちろん収集に必要な、業者に支払う収集料金といたしますか、そのものと、ごみの焼却に要する費用、これの差額といたしますか、ただ口ではメリットがあるんだということですが、その辺の量といたしますか、額といたしますか、額と言う方がわかりやすいと思うんですが、そのメリットの幅がわからない。ただ単にあるんだ、あるんだということでは理解ができない。一方ではまたこの白トレイは、多分大阪府じゃったと思いますけれども、ごみ収集には何かディーゼルエンジンにこれを利用するんだというようなことでやられておりますが、なぜか着色の部分がだめなんだというような、これはどういうことでだめなのか、わかれば聞きたいし、後ほどプラスチックと何か、後日その方にもなっていくので、今はやらないんだということなんですが、どうも、先ほど言いましたように、特定メーカーに再商品化するためにどこかへ出すんだということで、これは特定メーカーに出すと言うから、私が言うように、何か特定業者の助成といたしますか、偏見があるのではないか、このように尋ねておるわけでありましたが、この辺についても再度詳しくお答え願いたい、こういうよう思います。

次に、都市計画法のことでございますが、県の事業なんだ、こういうことなんですが、これはもちろん県が見直す、県の都市計画課というのか、審議会が見直すわけだろうと思うんですが、本町から、こういうことでぜひ見直してくれ、考えてくれということ

申請すべきであろうと思うんです。ただ県が「海田町さん、どうですか」と言うてくるまでのんびり待っておるようでは、近來、東広バイパス云々で相当人口が減っておるわけですが、これが増えることにはならない、まちの発展にはつながらないと思うんですよね。そのためには、先ほど言いました特に蟹原地区のところで1種住居地域なんかというのは指定されておるわけですが、もうそのころと時代が相当違うんじゃないか。だから、少なくとも蟹原の1種住居などについては住居地域ぐらいに見直しすると。あるいは、バイパスから50メートルについては近隣商業地域に指定しておるわけですが、この距離、50メートルじゃなくしてもうちょっといろんな、何といいますか、状況を考えた、商店の張りつきぐあいなどを考えて、あるいはこれは70メートルとか100メートルぐらいに伸ばしてもいいんじゃないかというふうに考えるんです。ですから、これは言いましたように、本町から申請するということと、住居地域にこだわらずに近隣商業を50メートルから100メートルぐらいに延ばす、こういうことを本町から申請してはどうかということです。

次に、ガステクノの問題なんです、数値はいずれも下回っておるという、非常にいいことなわけですが、この中でもう一つ聞いてみたいのが、いわゆる搬入経路、先ほど最後に言いましたけれども、宇部生コンのところからですか、あの橋の坂町方面からの搬入ということであったわけですね。これが例えば2号線から回って入ってくるんだということになると、測点といいますか、公害飛散物、いわゆるアスベストということでも随分論議をしたわけですが、例えば西から物が入ってくるのに、測点が東にあるというようなことでは、その測定値といいますか、その意味がないんじゃないか、こういうことなんです。ただそういう県の何とか指定機関か何かではかってもらうた数値をうのみにして、非常にきれいな数字が出ております、値の低いのが出ておるということだけではどうも信憑性が薄いんじゃないかということで、まずその搬入経路、そして、その測点がどこに設けられておるのか。例えばガス会社の中に工場といいますか、その10メートルぐらいのところにあるんです。あれは海田の駅の方にあるんです。ということになると、アスベストそのものが飛散しても、駅の方に飛んでくるまでには途中で全部下へ落ちてしまうというか、どういうふうに言えばええのか、そういうことで、測点の意味がないんじゃないかと、こういうふうに思うわけですが、だから、測点はどうなっておるか、搬入経路はどのように把握しておられるか、これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）まず、1点目の白トレイを集めることによる効果ということで、額的にどうかというご質問です。要は燃やすことと集めることの差というご質問だと思いますけれども、これについては、燃やすことと集めることの差というのは、その比較はしておりません。ただ、先ほど町長の答弁にもありましたように、あくまでもリサイクルすることによるメリットというのが第1点というふうに考えております。それから、2点目の特定メーカーへの助成ということですが、これは先ほど町長の答弁がありましたように、町といたしましては容器リサイクル協会の方へお願いいたしまして処分すると。容器リサイクル協会はそこで入札を行われまして、再商品化する業者を決められます。そこへ出されておるものでございます。だから、特定メーカーといえますか、要はこの処理費の負担につきましては、先ほど答弁の中にございましたように、特定事業者、要は容器をつくる人とか、その容器を利用する事業者等、それから、包装の容器も一緒なんですけれども、その3者が負担して、なおかつ市町村とあわせて負担をしておるものでございます。

それから、ガステクノの搬入経路の問題でございまして、これは公害防止協定の中で県道矢野海田を使って搬入するというので決まっておりますので、これについてはガステクノにも確認いたしまして、先般実際に搬入の車も見せていただいたときに、運転手にもどこから入ってきておるかを確認いたしまして、協定どおりの経路で入ってきているということを確認いたしました。

それから、測定位置でございまして、これは、公害防止協定に基づく測定につきましては、排ガスについては一応煙突の部分で検査をしております。それから、騒音、振動につきましては隣接境界2カ所ほどでやっております。以上でございます。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）2点目の用途地域の変更に際して県の方へ要望なり要求なりをしてはどうかというご質問でございますが、先ほど町長がお答えしましたように、都市計画区域のマスタープランを県の方で作成いたします。その際に県の意見照会が各市町に対してございます。その中で「要望があれば、素案として県へ回答し」ということで、この素案が、今、議員がご指摘されておる要望に当たります。そういうことで、県が圏域全体で妥当であると判断した場合に用途変更を県の都市計画審議会に諮り、変更を行う手続きとなっております。これも、先ほど町長が申しましたが、そのための都市計画

基礎調査を今年度から県の方で始めております。それが平成22年度を目標にこの調査を行いまして、平成23年度からこの都市計画区域マスタープランの策定に当たると。この際に各町に要望があるかというような照会がございます。そのときにそれなりの案件、県といたしましては運用方針によりまして、この町域で面的な整備、例えば幹線道路の整備とか大規模住宅団地の開発というようなものが行われた際に用途変更は実施するんですよという運用方針がございますので、そのあたりを十分に踏まえる中で県との協議を進めていきたい、このように考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）今の白トレイの話だが、特定業者にそういう助成をするのではない、リサイクル協会がどこかの業者で入札で処分をするんだということですね。それで、金額、そのメリットがわからない、こういうことなんです、先ほど来言うておりますように、何かメリットがなければ、やっても意味がないんじゃないか。ごみの収集パンフレットにもそういうことですが、毎月2・4の水曜日に収集しながら、白トレイというのは水で洗ってスーパー等の集積場にお出してくださいと。何か非常に無責任なんですよね。だから、これは本気でやる気がないんじゃないかと思うし、そのメリットもわからないということだから、まずここでうたっておるスーパー等のそういう集積場にお出してくださいということと、リサイクル協会に町が負担をしておるんだと。本来これはメーカーが恐らくリサイクル協会はいろんな経費を助成しておるといふか、負担しておるんじゃないかと思うんですが、本町の場合はどれぐらいこれの負担というか、そういうあれがあるのかというのを聞いておきたいと思います。

それから、都市計画法のことで、先ほど来言うておるのは、県からそういう問い合わせというか、何かありませんかというのを待つんじゃないかと、先に、こういうことなんだから、うちが申請を出して、ぜひその中へ入れてくれと、こういうことなんですよね。その辺についての考えはどうなのかと、こういうふう聞いておるわけなんです。その2点といたしますか、3点といたしますか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）容器リサイクルに関するリサイクル協会への町の負担額でございますけれども、今年度の予算で約1万6,000円ほど見ております。それで、この負担をするのが特定事業所といたしまして、これは要は容器を製造する事業所、それから、つくられた包装容器を今度は利用される事業所、それから、輸入される業者が負担をしていき

ます。ですから、その負担については、先ほど言いましたように、それらの事業所さんと市町村が負担をして処理をしていくということでございます。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）2点目のもっと積極的にこの変更をとということでございますけれども、手続きといたしまして、町の方から要求なり要望なりができるのは、先ほどご説明させていただいた機会のみでございます。ただ、日ごろにおいて、こういう事情があるから、その際にはよろしく頼むと言うことは可能かと思われま。それと、用途地域というものは、ご指摘の、その変更によって人口の増加を図ることは当然できるわけでございますが、一方で、用途地域というものは、無秩序な市街地の形成を防止し、都市機能維持増進、住環境の保護、それらを目的としまして、土地の合理的利用を図るために都市計画法に基づいて建築物の用途、容積率、建ぺい率、これはご承知のとおりでございますが、それらの制限を行う制度でございます。先ほど申しました面的整備が行われぬ、先ほど議員の方から東広バイパスの側道から50メートルとかというご指摘もございましたけれども、それも県と十分に、こちらが要求をいたしまして出たのが50メートルでございますので、その他主要幹線等々が整備されない限りはなかなか難しいのであろうと考えております。今後、町としてどこらが可能地域なのかと申しますと、ご指摘の部分も含めて中店小学校線、これらが矢野の都市計画道路とリンクしまして幹線道路としての機能を来したときにそれが考えられるのかなというふうに思っております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）大体そういうことで、話は今言う都市計画法の中のいわゆる建築基準法の中でそういう用途地域を指定しておるわけですが、先ほど来、課長の弁にあるように、道路等が整備されたときという、こういうことで建築を制限しておるものであると。これは建築を制限しておるんじゃない。逆なんです。建てられる幅を逆に示しておるんです。抑えておるんじゃないに、広げたところ。ちょっとこの辺に解釈違いがあるわけですが、建てられる範囲を示しておるのであって、制限しておるんじゃないんだと。ちょっと解釈が違うんだけどね。今言われる中店小学校線、東広バイパスにしても、あとは立体部分とか、矢野、広島市部分については抜けていないけれども、本町部分についてはほとんど、昭和町近辺は別として、ほぼできておるから、そこらのところについて緩和しないかと。だから、さっきも言いましたように、50メートルを例えば100メートル、70

メートルでもいいですよ、拡げて人口増というか、まちの発展につなげないかと、こういうことなんです。そこを何か、制限されておるものである、県がやるものであるということで、どうも抑え抑え。制限じゃないんよ。逆に言えば、拡げた範囲を言うておるのであってね。どうもこの辺の解釈が違うわけですが、やかましく言うてもしょうがないが。だから、結論的に、率先してこっちから、向こうから言うてくるんじゃないに、逆に申請する、こういうことなんです。その考え、1点だけ。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）当然のことながら、それらの要件がそろうことも確かに重要でございますが、町にメリットが総合的に見てあると判断した場合は、町の方としては県とそのような立場で交渉といいますか、協議を重ねていきたい、このように思っております。

○議長（原田）この際、暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。5番、渡辺議員。

○5番（渡辺）5番、渡辺です。2点について質問いたします。

まず1点目に、教育サポーター制度の導入について。文部省は、企業を退職した団塊の世代の人材を教育分野で活用するため、来年度から「教育サポーター」制度を創設し、各地域や自治体の後押しをしようとして計画されています。一定の研修を経て学校での指導法などを学んだ人をサポーターに認定するものでございます。この制度を本町においても活用されるお考えはございませんか。

2点目は、情報バリアフリーの促進について。プライバシーの情報や生活情報（年金通知、税金額通知、請求書など個人向けの情報。行政の各種広報印刷物など紙媒体情報）は、自立した生活と社会参加に欠かせない情報源でございます。活字文書のままだと視覚障害者の方々が入手することはなかなか困難ですが、こうした生活情報を視覚障害者の方々に提供する手段として、音声コードと、活字文書読み上げ装置による方法があります。本町においても、窓口活字文書読み上げ装置を導入して、業務の円滑化を図る

お考えはないでしょうか。以上でございます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）渡辺議員の質問の2点目につきましては私から、1点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

情報バリアフリーの促進についての質問でございますが、この装置は、紙に書かれた「SPコード」という切手大の記号を読み取り、音声で読み上げるものでございます。このSPコードは、切手ほどの大きさに約800字の情報を記憶させることができます。この装置は平成15年4月から視覚障害1級及び2級の方を対象に日常生活用具の給付品目となっておりますが、本町におきましては現在までこの装置の給付の実績がなく、一般にSPコードも普及していない状況と思われまますので、視覚障害者の受け付け業務等は当面、現行どおり窓口職員により対応したいと考えております。今後、SPコードの普及・啓発を踏まえ、装置等についての研究を行いたいと考えております。

それでは、1点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願ひします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）教育サポーター制度についてお答えいたします。文部科学省が今年度この制度のあり方について検討をされておるところでございます。具体的なことが明らかになり、我々にとって有益であると思われるものがあれば十分活用したいと思っております。

○議長（原田）渡辺議員。

○5番（渡辺）再質問をさせていただきます。まず、教育サポーター制度の導入についてでございますが、活用できるものはしてみたいという方針なんです。企業を退職された団塊の世代の人は、教職経験こそありませんけれども、すぐれた知識、技術を持たれた人がおられます。例えて言えば、海外勤務経験者であれば語学ができるとか、IT企業経験者であればパソコンができるとか、また、農業や料理、また舞踊や音楽といいますか、こういったことに携わってこられた方がおられます。そうした人にやはり教育現場で活躍するチャンスを広げるのが1つのねらいでもあるし、また、成長過程にある子どもとそうした社会経験豊富な人がかかわりを持つということは、大変好印象を持たれると思います。そうしたことで、これにつきましては国の動きに先駆けて既にこの教育サポーターを導入されている自治体も実際にはあるわけなので、その辺をさらに考え

ていくというお考えはありませんか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）まだこの近辺で具体的にこれを活用というのはされていないと思うんです。ご承知のように、この制度は、ある委員会の審査にかかって、それからある一定期間研修を受けて認証された方々が教育サポーターというふうに我々は認識しております。ですから、その内容を見て、学校教育だけでなく社会教育の方が多くなるんじゃないかと思えますけれども、十分、内容によっては活用してまいりたいと思っております。

○議長（原田）渡辺議員。

○5番（渡辺）この教育サポーター制度につきましては十分検討していただいて、また活用していただきたいと思えます。

次に、公的窓口での活字文書読み上げ装置の導入についてでございますけれども、今のところ、今までどおりで、検討していないという答弁でしたが、この導入につきましては助成が行われるようになっておりますよね。これは補助金割合は10分の10で全額補助になっておると思えます。そういうことから、自治体の負担はゼロになっておると思えます。そうしたことから、この財政難の折、こうした助成を有効に活用して町民サービスを進めるとか、また、情報バリアフリーを進めることが大事なんじゃないかと考えておりますが、その辺についてのお考えはどうでしょうか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）ただいまの渡辺議員のご指摘の助成制度につきましては、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業のことではないかというふうに考えておりますけれども、町長が答弁いたしましたように、まずSPコードの普及、それから、行政文書のSPコード化という問題がございます。そこらあたりを踏まえまして、今後、整備の場所等もでございます。そこらあたりも勘案しながら、早期に設置していきたいというふうに考えております。

○議長（原田）次に参ります。9番、西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。3項目質問いたします。

まず最初に、地方債の繰上償還について。総務省は平成19年度地方財政対策の中で、本年度から3年間の時限措置ではありますが、公的資金の繰上償還による公債費負担の軽減策を盛り込みました。高金利時代に借入れた財政融資資金・簡保資金が保証金なしで繰上償還ができる制度です。

そこで、まず、一般会計債について質問いたします。1、財政融資資金・簡保資金借入の事業数。2、そのうち、金利5%以上6%未満の事業数。3、金利6%以上7%未満の事業数。4、金利7%以上の事業数。5、先ほど問いました1から4それぞれの借入現在高。

続きまして、公営企業債・下水道事業について質問いたします。一般会計債で質問いたしました1から5について、それぞれ答弁をよろしく願いいたします。

海田町の将来的な町民負担を軽減するために、保証金なしで繰上償還ができるこの施策を活用されるお考えはないでしょうか。

次に、スポーツ拠点づくり推進事業への取り組みについて。財団法人であります地域活性化センターでは、平成17年度から総務省及び文部科学省の連携のもと、スポーツ拠点づくり推進事業が実施されております。スポーツごとの拠点をつくることでスポーツの振興と地域の再生を進める施策の助成支援がなされておりますが、我が町ではこのスポーツ拠点づくり推進事業を取り組むお考えはありませんでしょうか。

続きまして、放課後子どもプランの実施について。子どもの安全を求める保護者のニーズに応え、安心して遊べる居場所を確保し、伸び伸びと過ごすことができるよう、子どもの放課後対策に平成19年度から、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童クラブが連携する放課後子どもプランがスタートいたしました。そこで、質問いたします。

放課後児童クラブの本年度各小学校の学年別利用児数。

本年度各小学校の学年別待機児童数。

次に、放課後児童プランの各小学校における実施年度はどのように計画されているでしょうか。

放課後子どもプランを実施するに当たり、学区の見直しが必要になると思いますが、学区の見直しは検討されていると思いますが、いつ実施に移される予定でしょうか。

現在、児童クラブを利用されている児童の中で、町区外から利用されている一般財源の持ち出しは幾らになっているでしょうか。

今後、児童プランが実施されますと、町外からの対象児童が多くなりますが、一般財源の持ち出しをどのようにお考えになっておりますか。

最後に、職員の公務使用の携帯電話の料金について。職員が携帯電話を公務で使用された場合に、電話料金を町が負担する方式を採用されるお考えはないでしょうか。以上

です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問の1点目、3点目の1番、2番、5番及び4点目については私から、2点目、3点目の3番、4番、6番については教育委員会から答弁をいたします。

まず、地方債の繰上償還についての質問でございますが、借入事業数と借入残高について平成18年度末時点でご説明させていただきます。

一般会計債でございますが、財政融資資金については76件、約64億4,400万円、簡保資金につきましましては36件、約18億6,700万円となっております。そのうち、金利5%以上6%未満の事業の財政融資資金については2件、約1億8,100万円、簡保資金につきましましては4件、約5億5,800万円となっております。次に、金利6%以上7%未満の財政融資資金については2件、約200万円、簡保資金につきましましては3件、約1億5,800万円となっております。また、金利7%以上の事業の財政融資資金につきましましては2件、約6,600万円、簡保資金については2件、約1,400万円となっております。

次に、下水道事業でございますが、財政融資資金については41件、約17億4,600万円、簡保資金につきましましては14件、約40億5,800万円となっております。そのうち、金利5%以上6%未満の事業の財政融資資金については2件、約1億5,000万円、簡保資金につきましましては該当ありません。次に、金利6%以上7%未満の事業の財政融資資金については6件、約3億3,500万円、簡保資金については該当がありません。また、金利7%以上の事業の財政融資資金については6件、約2,100万円、簡保資金については該当ありません。続いて、水道事業債でございますが、財政融資資金については23件、約6億6,200万円、簡保資金につきましましては該当ありません。そのうち、金利5%以上6%未満の事業の財政融資資金については3件、約1億4,200万円、簡保資金については該当がありません。次に、金利6%以上7%未満の事業の財政融資資金については5件、約1億9,100万円、簡保資金については該当がありません。また、金利7%以上の事業の財政融資資金については5件、約4,600万円、簡保資金については該当ありません。

次に、保証金なしの繰上償還に係る施策の活用でございますが、保証金を要しない繰上償還の制度の対象団体の条件の詳細が現時点では国から示されておられませんので、海田町が条件に合致するかどうかは未定でございます。この制度を利用することが今後の財政運営に有利であると判断できれば、積極的に活用していきたいと考えております。

続きまして、放課後子どもプランの実施についての質問でございますが、1点目の各小学校の学年別利用児童数については、海田小学校区児童クラブでの入会者は、1年生27名、2年生18名、3年生15名、計60名でございます。海田東小学校区児童クラブでの入会者は、1年生28名、2年生20名、計48名でございます。海田西小学校区児童クラブでの入会者は、1年生13名、2年生14名、3年生9名で、計36名でございます。海田南小学校区児童クラブでの入会者は、1年生35名、2年生34名、3年生3名で、計72名でございます。

次に、2点目の児童クラブの待機児童の状況は、海田東小学校区児童クラブで1年生3名、2年生3名、3年生6名、計12名、海田南小学校区児童クラブで1年生3名、2年生2名、3年生が1名で、計6名でございます。他の児童クラブでは待機児童はありません。

次に、5点目の児童クラブ利用者のうち町外に住所を有する方は、海田南小学校区児童クラブで2名おられます。児童クラブの運営には一般財源の持ち出しもありますが、以前の幸崎団地からの通学児童の取り扱いを参考にしながら、町外の利用者の負担のあり方について今後研究していきたいと考えております。

続きまして、職員の公務における携帯電話使用の通話料金負担についての質問でございますが、職員個人の携帯電話の公務での使用については、特定の番号を付加して、その番号付加金を町が負担する方法、また、職員の電話の利用明細を確認し、公務での使用分に対して負担する方法等が考えられます。まず、番号付加の方法が最も現実的であります。これにつきましては通話が公務であったかどうかを検証する必要がありますが、通話の内容まで確認することは、プライバシー保護の観点から、難しいものと考えております。また、職員の携帯電話の利用明細を確認し、公務使用分を精算する方法につきましても、確認作業に時間を要するとともに、プライバシー保護の観点から、難しいと思われれます。いずれの方法も問題があり、公費での負担は難しいのではないかと考えております。

それでは、2点目、3点目の3番、4番、6番については教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）それでは、スポーツ拠点づくり推進事業からお答えします。この事業は、スポーツの拠点をつくることでスポーツ振興と地域の再生を進める施策として平成17年

度より実施されているところがございます。本事業は、その前提として小学生・中学生・高校生が参加する各種スポーツの全国大会と言えるものでなくてはなりません。大変魅力的な事業ですけれども、各都道府県の予選から本大会まで、大会運営能力や競技施設あるいは宿泊施設等が不十分な状況を考えますと、現在のところでは極めて難しいと考えております。

それから、放課後子どもプランの各小学校で実施する年度でございますが、地域子ども教室の延長として考えるのか、空き教室を利用した放課後子ども教室として新設するのか、そのほか、児童館との競合についてはどういうふうに整理するのか、いろいろ課題があるところがございます。今後検討してまいりたいと考えております。

放課後子どもプランに対します学区の見直しということでございますが、現在は考えておりません。

放課後子どもプランを実施すると仮定すれば、町負担分は当然必要でございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）再質問いたします。まず最初に、繰上償還の件ですけれども、まだ何も決まっていないから、決まってから答弁をしますという、検討いたしますということですが、もうおおむねちゃんとなっております、合併したか、しないかによって、この6%なのか、7%なのか、5%なのかという、財政力云々で差はありますけれども、海田町の場合は完全に7%の枠に入ると判断しているわけですが、保証金なしで繰上償還をするということは随分のメリットといたしますか、今後には負担を残さない、率の高いのを保証金なしで返せるわけですから、それだけで有利であることには間違いない施策であるわけです。この制度が3年間の時限立法といたしますか、期限つきで実施されたのには、全国から、いつまでたっても7%以上の金利、5%以上、今、世間では公的資金でも1%とか2%でも借りられるわけですけれども、それが5%、7%で借りている、返済しなければいけないお金を、利息は要らない、保証金なしで返還できますという制度ですね。これは各自治体の要望で国が施策を打ち出したわけです。各自治体に有利にならない施策を国が打ち出すわけではないわけですから、私は先ほどの答弁には問題があるとまず思います。

次に、この保証金なしの繰上償還は過去5年間、今から5年間の財政健全化計画、また、公営企業債につきましては公営企業経営健全化計画を策定し、その中には本当に職員の削減云々から始めまして結構厳しい内容を提示しないとこの繰上償還はできないと

いう。しかし、反対に考えれば、先日の一般質問で財政健全化計画が年々変更になるではないかということでしたけれども、この繰上償還を適用しようと思えば、明解な計画を立てないと国は認めないわけですから、私はその計画を立てたことを、5年間本当に海田町が財政健全化計画に則った経営ができると判断できると思っているんです。まだデメリットがありまして、途中で財政健全化計画、また公営企業経営健全化計画の実施状況をチェックすると言っているわけです。そうしますと、本当に決めたことは実施するという根拠になっていくわけですし、利息を払わなくてもいいという政策を、今から考えるとおっしゃいましたけれども、今の該当する金額からしますと、平成18年度の繰越金を充ててもある程度返還できるのではないかと思いますし、また、この一般会計は3年度ですけれども、公営企業債の返還は20年、21年、2年間ですので、この1年間で十分検討すれば繰上償還できるのではないかと私は思いますけれども、その点についてはもう1度ご答弁をお願いいたします。されるか、されないか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）先ほど町長の方からも答弁がありましたように、この制度につきましては、確かに制度としては国の方から発表があるんですが、その詳しい内容、海田町がどの基準になるのかといったことについての発表はまだございません。当然、今の基準で言えば7%以上というのが該当になるのではないかという、これはあくまでも予測でございます。当然繰上償還が有利な制度であるということは、今までも民間から借入れたものにつきましては繰上償還等を行っておりますので、そういったことを含めて、その繰上償還の額がどれぐらいになるかということも含めて国から基準が出たところで判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）恐らく国はすぐに通知が来るのではないかと思いますけれども、そのときには平成18年度の繰越金を充てられるお考えはないか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）繰上償還額が幾らになるかという問題があろうかと思えます。当然他の事業との兼ね合いがありまして、繰上償還をする財源があるということであれば、対応していきたいと思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）それと、この制度のもう1点の利点は、財源がない場合にはこの繰上償還

する財源として必要に応じて民間等の資金による借換債が発行できるという制度もついているわけですが、じゃ、今、金額云々ということがありましたけれども、この借換債を活用されるお考えはないでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）そのあたりも含めまして、借りかえを行った方が有利であるという判断に基づけば、繰上償還する資金がないということであれば、そういったことも活用していくことを考えていかなければならないと思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）じゃ、前向きにこの施策については取り組んでいただけるということだと思いますが、1つの例を挙げますと、利率が5%以上残っている負債が185億ある市が、これを2.3%に借りかえができると35億の利子負担が少なくなるという試算が出ているわけです。ぜひ真剣にこの保証金なしの繰上償還を海田町はこの3年間で適用していただきたいと思いますが、もう1度。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）先ほど来お答えしておりますように、国から細かい基準が示されて、その条件に海田町に合致するものがあれば、それは有利なものですから、積極的に活用していきたいということでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、スポーツ拠点づくり推進事業の取り組みについてでございますが、先ほどの答弁ですと、小学生か中学生か高校生の全国大会で、宿泊施設も整っていないから無理ですというご答弁でしたけれども、現在この制度を活用している自治体は60自治体あるわけです。この60の自治体の中で11自治体は町がこれを誘致しているわけですね。私がなぜ今回これを提言させていただくかといいますと、開催計画を承認された市町村に対しては助成金が交付されます。助成額は毎年度500万円以内が原則ですが、初年度に限り、開催に必要な備品購入など初期費用が必要な場合には1,000万円以内を原則に助成をするという制度なんです。私は、海田町はスポーツにおきましては全国に劣らないだけの質を持った子どもたちがいると判断しております。今から施設をつくったりとか云々とは言えませんが、海田中学の例を挙げますと、海田中学で新体操を最近活発になさっております。まだこの新体操は全国でどこも手を挙げている自治体はございません。私は今からはこういった補助金制度を活用してまちの活性化、子どもたち

の育成に取り組む、海田町にとってすごく大切なことが織り込まれている拠点づくり推進事業だと思っております。ですから、本年度結論を出してほしいとか、来年度結論を出してほしいとかじゃありませんで、担当課が真剣になって我が町の施設でできる、今まで手を挙げていないスポーツを海田町で実施できないかと。また、先ほど織田幹雄記念館云々というミニ債がありましたけれども、そこを建設するときには何かそういうものの適した施設をつくって、全国大会が開催できるようにするとか、私は今回のこの質問はすぐ答弁がいただきたいとか云々で質問しているわけではないんです。このスポーツ拠点づくり推進事業につきましては真摯に受けとめていただいて、数年間協議内容を検討していただき、実施に向けて推進していただきたいという思いが多くて質問させていただいたんですけれども、調査・研究されるお考えがあるか、先ほどの教育長の答弁のように、全国大会ははなから無理だからだめですと言われるのか、もう1度ご答弁をお願いいたします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）制度については、多分議員もご承知のように、1年で終わりというわけにはいきません。10年間続けてやるようにと。我々が一番、今申しましたのは、大変魅力のある事業には違いない。地域づくり、スポーツを振興していくという2つの面がありますから。ただ、現在のように、本町のような小さいまちで、スポーツ担当は2人しかおりません。それでもう手いっぱい、休日にはいつも出てきておるような状態の中で、本大会だけではないんです。プロデュースするのは各県の予選のところから全部管理・運営等を総括してやっていかなければいけませんから、現在の状況では大会運営能力にちょっと問題があるんじゃないかということで申し上げました。それから、あと10年間、じゃ、続けてそれができるかということ、それも今のところは自信がないということで、全くやらないという意味で申し上げたわけではありません。条件整備ができれば、魅力のある事業ですから、やってみたいという気は十分あります。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）条件整備ができれば取り組む云々じゃないと思うんです。条件整備というものはつくっていくものだと思っております。私は、10年間が無理というんじゃなくて、魅力だと思うんです。前向きにとるか、後ろ向きにとるか随分変わってまいりますけれども、この制度を導入するに当たりまして、まちが1つの競技に対して全国に発信できるメリットというのは私は思った以上に大きいものがあると思います。今60実施され

ている団体の中には村もあるわけです。町も、11のうち1が村ですから、60のうち10団体は町です。3万人口の町はそう多くはありません。今の職員さんの生涯学習課の担当は2人しかいないと考えるか、ノウハウを持った町民の皆様と一緒に盛上げていくか。それでなくても、河川敷を利用して小さい大会をたくさんされていますし、今回は織田幹雄記念でソフトテニスもそこで教室も始めるようになっておりますけれども、私は町民のスポーツ志向を考えれば、町の2人で物事を決めていくという考え方じゃなくて、どれだけの方を巻き込んで意欲を持って取り組んでいくかということが大事だと思うんですけども、町長はこの問題に対して、町長みずからが海田町の活性化と海田町の子どもたちのスポーツの振興等を考えたときに、この施策はどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにスポーツ振興に対してはいい案かもしれませんが、しかし、現場で受ける方が十分な体制ができないものを軽受け合いしてから困るよりも、ある程度こちらの体制ができた時点でそういう方針に対して考えていきたい、取り組んでいきたいと思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に参ります。放課後子どもプランについてでございますが、待機児童が海田東小学校と南小学校。海田東小学校におきましては3年生は1人も受け入れることができない実態でございます。南小学校も、先ほど海田小学校に2名だけ町外の方とおっしゃいましたけれども、今回、マンションと建て売りの方から海田南小学校に通学されている児童の中では、じゃ、1人もこの児童クラブを活用されている児童はいないというご答弁でよろしいのでしょうか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）矢野地域の教育事務委託関係の児童が海田南小学校で2名、児童クラブに所在していることでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）先日も質問させていただきましたけれども、この海田東小学校の児童クラブの充足率は、定員数が少ないにもかかわらず、入所希望者も多い、待機児童も多いですし、ここを緊急に今回の児童プランを実施に向けて考えていかないといけない地域だと思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）各小学校の児童クラブ、海田東小学校だけは、校庭内だけでなく隣接する町民センターの中に児童クラブを設けております。おのずからスペースが狭いというのを感じておるわけでございます。できれば他の3小学校のように校庭の中にこの児童クラブを建設したいという思いがしております、今後この財政健全化計画の中でそうした財源がとれるかどうか、これを今後検討していくよう、現在検討指示をしておるところでございます。財源的に可能であれば、児童館の中に併設しております児童クラブを、他の3小学校同様、校庭の中に定員数を増員した形の中で建設を考えてみたいというふうに現在思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）そうしますと、今一番充足率で大変なところは海田東小学校で、財源があれば学校の敷地内に児童クラブは建設をすると。そのときには定員数も増にされる建設をつくられると思うんです。それで児童クラブはある程度解消しますけれども、まだ南小学校区の場合は、定員数は60名ではありますけれども、今もう既に待機児童が6名いらっしゃるわけです。あの地域は今マンションがたくさん建っております、南小地域はまだまだ今から若い世帯の方が入居される傾向が強い地域であります。すぐこの南小学校区も、今でも待機児童がいらっしゃるわけですが、ここもパンクしていくわけです。こうなりますと、やはり国の施策で、今の週に1回行われております放課後児童健全育成事業と併合せながら、児童プランというのが国から、今年から施策が実行されるようになってきているわけです。こちらも並行して実現していかないといけないわけですが、まず、今のご答弁では海田東小学校の児童クラブを校内の敷地に建設するという答弁までなんです、この児童プランに対する実施年度といいますか、どのようにやっていこうとされているのか、そのお考えがまだ何もご答弁がないんですけれども、その点は今からどのように推進していかれるご予定なんでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）答弁がないと言われましたが、答弁したつもりなんです、この放課後児童プランというのは、これまでの地域子ども教室という生涯学習関係の制度と、それから、留守家庭と呼んでいましたけれども、今は放課後児童クラブと呼んでいますが、この2つが一緒になった、これを含めて子どもプランと呼んでおるんです、制度は。これが昨年から降ってわいたように出てきて、本町でも教育委員会と町部局と何回

も協議を重ねてきて、この2つの今までやってきた事業が結構成果を上げていたものから、これを全部ぶっ壊して、新しく国が言うようなことにはなかなか整合がつかないということで、まだ整理中であるということで答弁させてもらいましたが、何が整理している最中かと申しますと、放課後子どもプランと呼んでおりますこの制度は、留守家庭児童会と呼んでいましたものの、1年から3年ぐらいでよかったんですが、6年生まで面倒を見ろと。対象が6年生まで上がるわけです。保育に欠けようと、欠けまいと、関係ないと。希望する者は全部見てくださいということですから、現在のように、まず安全から言いますと、下校時を、今は集団下校しています。ここの整合性をどうとるか。お迎えが来たときにはいつ帰ってもいいわけですから、性格としては、じゃ、児童館をどう扱うのか、児童館との整合をどうとっていくのかという問題。それから、現在では、今年から町部局へ移りましたけれども、留守家庭は負担金を取っています。その負担金の問題はどう扱っていくのかということ。ここらがまだ整理し切れていないので、現在まだ整理中であると。蛇足になるかもわかりませんが、この間、先週東京でありました教育長の会議で文部科学省の生涯学習課長さんが来て、子どもプランについて1こま設けて制度の説明をされました。この中で、文部科学省としてはまだ試行錯誤中であるので、現在の制度を地域の実情に応じて、活用できるところは活用してもらいたいと。そこで、一応地域によってはいろんな意見があるだろうから、いろいろ上げてもらって、改善する余地は十分ありますので、意見はどんどんお寄せいただきたいと。悪いところは直していきますということだったので、我々も十分整理すべきものはして、それから活用できるものは活用するということで進んでいるところでございます。

○議長（原田） 西山議員。

○9番（西山） 私は大きく違うと思うんです。今確かに試行錯誤されている自治体がありますので、でも、これは基本的には一体にしなくていいという、児童クラブは児童クラブ。さっきの育成事業を展開して児童プランの一角なんですけれども、これは6年生までが対象なんです。あくまでも児童クラブの場合は留守家庭の低学年を対象にした、放課後児童クラブというのは今後も3年生までの児童を対象に行ってもいいという。それと、もう一つ違って、今まで地域子ども教室としていたのは2006年でやめて、今度はこの制度を学校内で5時か6時まで、6年生までが遊んだり勉強したりしてもいいですよという制度にしなければというのが両方連携した今の児童プランだと私は解釈しております。

す。今回、厚生労働省と文部省とで、どちらかといえば文部省の方でこれは今から扱っていきなさいという方針が出ているのも知っております。まず、今全然まだこの児童プランには取り組まないという方針、試行錯誤している段階だから、海田町はまだ取り入れないというご答弁ですけれども、既に海田東小学校の場合は3年生は1人も児童クラブに入れたい、待機児童が1年生も含め12名もいらっしやる。そうしますと、この入れない子どもたちを海田東小学校の空き教室を利用して児童プランを実施すれば、この待機児童の方も含めながら、国の方針である児童プランも実施できるのではないかという判断をしているんですけれども、まず海田東小学校からモデル的に実施されるお考えはないでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）制度によって議員と私の間に差があるような気がするんですが、放課後子どもプランというのは、今言った両方あわせたものなんですよ。空き教室をしてやれというのは、この間の会議でも文科省の課長さんも申されましたが、これは放課後という呼び方は、時間帯が各学年によって不規則なので、ある時間帯を差して言っている言葉であって、学校教育でやるとか、やらないとかという問題じゃないと。これは当然社会教育の範疇に入る。学校教育が終わった後どう面倒を見るかということなので、教育委員会で申しますと社会教育の範疇。やめておるというわけじゃないんです。前からやっております、ある程度成果も上がっております地域子ども教室と呼ばれておったものをまだ続けています。これはまだやっていますから。この放課後子どもプランの中で言われるのは結構日にちが多いんです。地域子ども教室はもうちょっと少ない範囲でやっていますから、なかなかその整合がとれない。これらを全部吸収しますと、児童館の意味がなくなるわけです。ですから、そこらの整理をしないとなかなか、ただ教育委員会がやればよいというだけのものじゃないので、整理をしているところであるというのが現状なんです。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）そういたしますと、国も今の地域子ども教室と児童クラブを一体はしなくていいという方針ですから、一体にするんじゃないと。ただ、文部省が総括で、主体でやっていくプランなんだという方針だと。これは間違いのないと思うんです。じゃ、海田東小学校は、財源があれば、まず児童クラブを敷地内につくると言われますけれども、このプランを実施できないのであれば、私は財源をとって海田東小学校区の児童クラブ

は学校の敷地内に一刻も早く建設を推進すべきだと思いますけれども、その点についてはどうお考えですか。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）財源を見計らいながら、その方向に努力をいたしたいというふうに考えております。

○議長（原田）これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。再開は14時5分。

~~~~~○~~~~~

午後1時52分 休憩

午後2時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第2、第25号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第25号議案、工事請負契約の締結について。国信1丁目地内において施工する海田東第2国信1丁目地区污水管新設工事（19-4）1工区の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第25号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書11ページ、25号議案をお開きください。工事請負契約の内容でございますが、工事名は海田東第2国信1丁目地区污水管新設工事（19-4）1工区でございます。工事場所は海田町国信1丁目地内、請負金額は9,103万5,000円でございます。請負者は、株式会社鴻治組代表取締役檜山典英でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成20年3月28日まででございます。なお、入札結果につきましては資料2の「工事入札状況」をご参照ください。工事内容につきましては担当課からご説明いたします。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）それでは、工事の概要につきましてご説明いたします。資料3の「工事箇所図」の1ページをお願いします。この工事は、海田東第2処理分区の国信1丁目地区の污水管を整備するものでございます。平面図に青色で示しておりますように、町道7号線の国信浄水場前流域投入点Se-7-1から寺島宅前の151メートルに口径400

ミリの汚水管を、また寺迫前から町道87号線までの68メートルに口径200ミリの汚水管を、合わせて219メートル、推進工法で布設いたします。また、ピンク色で示しております区間は延長にして50メートル、口径200ミリの汚水管を素掘による開削工法で、また、紫色で示しております区間には矢板による開削工法で口径200ミリの汚水管を40メートル布設するものでございます。工事の施工につきましては、付近の皆様にはいろいろご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解、ご協力をいただきながら、安全を期して工事を進めてまいります。なお、工事期間中、一般車両等については、工事の状況により、安全のため、通行どめといたしますが、歩行者等につきましては、安全を確保して、できるだけ通行できるようにしたいと考えております。2ページ目に標準的な断面図を示しておるので、ご参照いただきたいと思います。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）12番、崎本でございます。最初に1点だけお願いいたします。この入札価格は何%で落札されたか、1点目にそれをお願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）落札率は約86%でございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）現在、入札価格が80%以上とか85%以上とか、広島市が今度やるように、落札率が高い分には見積書の提示とか、そういうことは皆に、落札された方か全員に、見積書の提示とかフロッピーの提示とか、そういうことを求められる気はありますか、ありませんか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）現在、海田町の制度の中ではそういったことは定めておりませんが、今後、入札制度全体の改革を考えております。その中では検討していきたいと思っております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）というのは、私は県の入札なんかへ入っておるんですが、県は、少なかれ多かれ皆、入札の前に提示をするようになっていますが、海田町も県に従って、何かかんかというのはすぐ県に従ってやると町長は言われますが、今後そのように、入札の

前に、少なかれ多かれ、見積書の提示をされる気はありますか。それをお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今、先ほど財政課長が答弁しましたように、検討の課題の中に入っております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。多田議員。

○7番（多田）7番、多田です。この工区の中で非常に道が狭いところがありますね。車が1台やっと通るようなところがあるんですが、先ほど歩行者もちょっと迂回していただくようになるかもしれませんという話でしたが、ここは国信やダイアパレスの東の子どもたちが帰る登下校の通学路になっているんですが、もし歩行者をとめることになると、この通学路を変更したりする必要があると思います。その辺の対策というのは考えておられるのでしょうか。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）今まだ施工計画とかそういうのが出てきておりません。その中で通学路とかそういうのも検討させていただこうと思っておりますので、それについては子どもさんの通学路の安全とか、付近の住民の方の歩行者の確保とか、そういうようなことを万全を期してやりますので、よろしく願いいたします。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。工事の略図をいただいておりますけれども、流域下水道と公共下水道の接点、これとの関係と、先ほど説明がありました矢板の部分、それから向こう、いわゆる国信2丁目の方の関係はどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）流域の幹線のことだろうと思うんですけれども、今、浄水場のところで約7メートル80ぐらい下のところに流域の管があります。一番上流側というんですか、町道87号線と説明しましたけれども、終点のところでは10メートルぐらい下のところに管があります。矢板等というのはその関係についてだろうと思うんですけれども、開削工法でやりますので、1メートル50ぐらいしか町の開削工法のときにやりませんので、流域との接点は、距離や離隔は十分とれております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）流域下水道というのはいわゆる瀬野川の方へつながっておる関係ですね。それで、これが投入口でここで投入されておるのか、それともずっと、私の記憶が定か

でないんですが、瀬野川を挟んで向こうへ渡って瀬野川方面に行っておるという記憶があるわけですが、どこで投入されておるのか。私が思うのには、国岡さんのところの向こうの方にまだ流域下水道があったら、そこまで来んでももっと安上がりでいけるんじゃないかなという考えがあるから、その関係はどうなのか。

それからもう一つは、矢板を打った部分のその向こう側、これは今現在どうなっておるのか。今からやるのか、今入っておるのか、それをお尋ねしておるんです。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）投入口につきましては、現在ここで書いてある投入点のところに流域の投入口があります。そこへこのたびの推進の污水管を流します。

それで、矢板につきましては素掘工法というて、オープンで掘ったところへ矢板を立ててやっていくという方法をとっておりますもので、その矢板自身が影響というか、いろんな面で矢板がどういうふうになっているかという状況ではないんだらうと思うんですが。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）私の尋ね方が悪いのかもわかりませんが、今、1工区でこの区間をやりますよね。それから向こう、2工区になるかどうかはわかりませんが、その部分はどうなっているのかというお尋ねです。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）説明が悪かったので、申し訳ございません。町道87号線の上流側のことでしょうか、矢板の部分。それにつきましては、水路があそこにありますので、その取り口については今のところ、反対側からとるようになるか、それとも水路の中に入れていくかというので、今から検討させていただこうと思っておりますので、待ってください。

それと、先ほどの流域の投入点のことなんですけれども、ここにつきましては浄水場のところに投入点、S e - 7 - 2がございます。もう一つ、去年工事をやったところにS e - 7 - 3がございます、ここの町道87号線で流域や分区が別れております。海田東第2処理分区、海田東第3処理分区というふうになっておりますので、流域の幹線はずっとまだ広島市の方まで瀬野川を渡って続いております。投入点はここで、この地区の投入点はここのS e - 7 - 2に投入するということになっております。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第25号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第25号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第3、第26号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第26号議案、工事請負契約の締結について。浜角地内において施工する海田東小学校体育館大規模改造・耐震補強工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(原田) 財政課長。

○財政課長(臼井) それでは、第26号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書12ページ、第26号議案をお開きください。工事請負契約の内容でございますが、工事名は海田東小学校体育館大規模改造・耐震補強工事でございます。工事場所は海田町浜角地内、請負金額は8,064万円でございます。請負者は、株式会社森本組広島支店支店長岡正巳でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成19年12月25日まででございます。なお、入札結果につきましては資料4の「工事入札状況」をご参照ください。工事内容につきましては担当課からご説明いたします。

○議長(原田) 建設課長。

○建設課長(畠山) 工事内容を資料5によりましてご説明いたします。資料のご準備をお願いいたします。1ページをお願いいたします。1ページは配置図でございます。今回の工事範囲は、体育館の大規模改造と耐震補強、渡り廊下の塗装塗りかえでございます。2ページをお願いいたします。2ページは1階平面図でございます。工事内容は、アリーナ室床フローリングの張りかえ、1階コンクリートの壁面に合板張りの新設、照明器具を昇降装置付きの器具に取りかえ、どんちょう、暗幕の取りかえ、既設便所と教官控え室を男子便所、女子便所、身障者便所に改修、器具庫の壁と天井及びステージ下の倉

庫を除く床、壁、天井を塗装塗りかえなどの明装工事、建具改修は、鋼製建具をアルミ建具に取りかえ、既設鋼製建具の調整を行います。3ページをお願いいたします。3ページは2階平面図でございます。工事内容は、床、壁、天井の塗装塗りかえなどの明装工事、建具改修は鋼製建具をアルミ建具に取りかえを行います。耐震補強工事は2階鉄骨柱12カ所をコンクリート根巻き補強、2階壁4面合わせて14カ所にブレースを新設、それから、ステージ裏壁面に1カ所水平ブレースを新設し、体育館の耐震化を図ります。4ページをお願いいたします。4ページは、東側・西側立面図でございます。工事内容は、既設屋根に鋼製かわら棒かぶせぶきを行います。外壁改修は、クラックなどの壁面補修を行い、複層仕上げ塗り材でふきかえ及び塗装の塗りかえを行います。5ページをお願いいたします。5ページは南側・北側立面図でございます。工事内容は先ほどの立面図と同じ内容でございます。安全対策につきまして、工事車両は安芸農協東海田支店側の町道6号線から出入りを行い、交通誘導員を配置します。出入り口から体育館までのグラウンドに高さ3メートルの鋼板製の仮囲いを設置し、児童が工事現場に入れないようにいたします。また、教育委員会、学校、建設業者、建設課とで定期的に会議を開き、その中で安全についての連絡・協議を行い、工事を安全に進めてまいります。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）先ほどと同じ、1点目には入札価格の何%か。それと、建具のアルミの取りかえと在来の建具の調整、2ページ、3ページにかかってですね。どの部分を取りかえて、どの部分を調整されるか。3点目に、かわら棒のかぶせぶきというて、どういう方法か。それを3点ほどお願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）落札率は85%でございます。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）アルミなどの建具の取りかえでございますが、2ページをご覧ください。窓際のところに丸で囲ってあるところがございますが、例えばアリーナの一番下の部分、「1階平面図1/200」と書いてありまして、その上に丸で囲んでありますAWの2というのがございます。この部分は取りかえになっております。それから、その内側にSWの31と書いて丸で囲ってありまして、その外に改造の「改」が書いてあります。

この部分は調整になっております。そういう表示をいたしております。3ページ、2階部分も一緒でございます。2階部分で言いますと、「2階平面図1/200」の一番近いところには丸で囲ってありますAWの6Aという表示がございますが、この部分につきましては取りかえをあらわしております。それと、かぶせぶきと申しますのは、現在ありますカラー鉄板を撤去せずに、その上にかぶせる方法でございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）私の素人考えかどうかわかりませんが、かぶせぶきというたら在来の分の、今の在来はさびて穴があいておりますよね。それを撤去しないで、その上へまたかぶせるという方法ですね、今の説明の中で。そうしたら、私も土木屋じゃけん、トタンでも重ねたら、重ねたところが早く腐食するという原理があります。そうしたら、今さびて穴があいて、さびが発生したところへ上へまた重ねたら、湿気や何じゃかんじゃ、湿気がわいてひどく腐食する可能性が大ですね。私も素人かどうかは知らんが、原則としてそうですね。その点の考えはどうですか。大体建築で、その上へかぶせてやるということは常識では考えられませんがね。

それと、今のアルミと在来の分の調整、言われるのはあるんですが、在来の分を置いて調整して、その外にまたアルミの二重の窓になる考えですか。そこの方をもうちょっとわかりやすく説明してもらうたら、わかりやすいんですが。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）屋根のかぶせぶきの工法でございますが、これは一般に行われている工法でございます。海田町といたしましても海田西小の体育館、昨年度は南海田小学校の体育館をやっぴりかぶせぶきの方法でやっております。

それから、今のサッシの改修と取りかえでございますが、今の1階平面図で言いますと、外側にAWの2と改修の中に書いてある分は、重ねると申しますか、その部分が実際に、ここの部分で言いますと、外側と二重の扉というんですか……。

（発言する者あり）

○建設課長（畠山）そうです。そのうち外側だけを取りかえてアルミにして、内側は調整ということでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）あなた方の説明はそれでいいかもわかりませんが、西海田小学校も南海田小学校もふきかえにはそういう方法でやっておると言われて、それはやっておるのは

結構です。過去がそうじゃったから、今からもそうすると。大規模改造じゃから、何年もほうったら今みたいに腐食するから、ちょっと変わった工法で、同じお金をかけるのなら同じ価値で、今ごろは建材でもいいのが出ておるから、撤去してもう1回やる考えとか、そういう考えを持たなかったら、同じことを何回も何回も繰り返して。それじゃ、南海田小学校の体育館が今のかぶせぶきじゃったから、それが何年先にどういう効果があるか、そういうことを業者間というか、見積もりをとる前に何らかの原理を協議されたことがありますか。私は、新しくやることじゃから、どのようにしたら一番強度があって長もちするかと。今の時代でやっぱりそういう協議も中に入っていることじゃと私は思います。南海田小学校がそうしたから、それじゃ、今度もそうすると。この場合はちょっと違うんじゃないんですか。南海田小学校は屋根だけやったでしょう。今度は耐震の大規模改造という。そういうことに対して新しい工法は何か見つからないか、そういう検討をされたことがあるかないかを問うています。はっきりと説明をお願いします。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）屋根のふきかえにつきましては、今のかぶせぶきですか、一般に使われている工法でございまして、それによりまして、経済的なことも考慮しましてこういう工法を使いました。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。耐震ですから、地震に耐える、そういう工法で改築をやられるということなんですね。それで、この図面を見ますと、専門用語でようわからんのですが、柱脚根巻き補強新設、あるいはブレース補強新設。今まで海田公民館等々をやられましたけれども、壁について補強をずっとしてきたんですが、この工法で見ると6カ所そういう根巻きをやっておるといことですね。私ども素人から考えると、この柱について、例えば新幹線が補強しましたね。ああいうように周りをぐるっと大きくするのか。もちろん壁も壊してそういう方法でやるのか、それとも、今現況にある分に、根巻きというんですから、補強するというような工法だろうと思うんですが、そこら辺を、今の柱脚根巻きの新設とブレース補強新設、どういう工法なのかわからないので、説明を求めます。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）3ページの2階平面図でご説明いたしますと、柱の根巻きといいますのは、今のこのギャラリーがございまして。そこの柱部分、これは全体で12カ所ございま

すが、このギャラリーの部分の、ギャラリーの床面から1メートルまでの区間を根巻き、コンクリートで補強するものでございます。といいますのは、この建物自体が、1階が鉄筋コンクリートづくり、2階が鉄骨づくりになっておりまして、そういう関係で、2階の鉄骨づくりの柱の根元部分だけを補強すれば大丈夫だということで、そういうふうにしております。それから、ブレースの補強新設でございますが、これは今のギャラリー、図面に文字で表現しておるんですが、「2階平面図1/200」に書いてありますそのギャラリーの、ですから、左側から柱の2本目から3本目の間に内側にブレース補強新設というふうに表現しております。ですから、柱で言えば左から2本目から3本目、3本目から4本目、4本目から5本目の間、それから、右側のステージの裏側で言いますと、真ん中の部分のブレース補強新設上下2段とその上・下1カ所ずつ、それから、左側の玄関部分も、バスケットのコートがございますが、その部分にブレースの補強、それから、上側のギャラリーも下側と同じように3カ所のブレースの新設を行うようになっております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）今の課長の話を知ると、耐震診断をした結果、基礎部分が弱いから、1階部分の基礎だけを補強するというように私は受け取ったんですが、そういう解釈で今回この工事をやるということでもいいんですか。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）そうでございます。耐震診断で言いますと、本来持っておらんといけない耐力がなかったということで、それを今回補強によりまして、基準の数値がございますが、それを十分クリアするような数値で耐震化できたということでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）それじゃ、今までの耐震で震度幾らでこれが耐えられなかった、しかし、この工事をしたために震度幾らまでもつのか、さっき基準がありました、その基準を言うてください。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）震度6に対してももつようになっております。

○議長（原田）河野議員。

○11番（河野）11番、河野ですが、この工事によって体育館が耐用年数がどれぐらい変化するかということをお願いしたい。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）耐震化によって耐用年数が何年というのは難しいんじゃないかと思えます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。この体育館は過去に地震で天井が、多くではありませんでしたが、数枚はがれて落下した記憶があるわけですが、今回この耐震補強をすることによって、天井は改修だけ、塗りかえだけになっておりますけれども、その点は今後地震が起こった場合も天井が落下するということは起こらないと判断してよろしいんですか。

もう1点は、今回の請負金額8,064万円ですけれども、当初予算は9,912万円で、起債を3,600、900万起こされておりますが、交付金を申請されていると思うんです。今回の落札金額からしますと、この交付金は申請されたときよりどのくらい減額になっていくんでしょうか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）交付金の減額の問題でございまして、昨日交付金といたしましてから、3,279万9,000円の内示がございました。これは当初予算額に対してでございます。これの減額ということにつきましては今後整理した結果でなろうと思っておりますので、今の段階では幾ら減額になるかについてはわかりません。以上でございます。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）天井材の落下でございまして、今回の工事の中で、ずれたりしておるところは直すようにいたしております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）先ほどの交付金の減額の件ですけれども、今回の工事は3,600、900万の起債を起こしての工事で、交付金が交付されますと、この起債を減額になさるんでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）起債につきましては、事業費の確定が行われて、最終的には起債申請を行います。当然、予算に比べて落札金額は下がっておりますので、事業費の精算をして、起債の方も減額になることと思えます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）起債の減額になっても、結局起債は起こさないと工事はできないわけですが、交付金は3,000万余り交付されますので、その分起債は減額になさって工事をなさるのでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）当初から資金計画の中で国庫補助金と起債と一般財源で賄うということですから、当然それぞれの事業費に応じてそれぞれの精算を行って、起債であれば起債の借入を行うということになるかと思えます。

○議長（原田）ほかに。多田議員。

○7番（多田）先ほどの課長の答弁で震度6と言われたんですか。6なら大丈夫だと。

○議長（原田）答弁は6です。多田議員。

○7番（多田）最近の耐震補強を見ますと、大体震度7、要するに阪神大震災に耐えられるような耐震補強並びに耐震の設計になっていると思うんですが、震度6で大丈夫なんですか。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）今回の補強によりまして、大きな被害を受けなく、また、人命も失われることがないというふうになっております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。もう1度私も入札のところを聞きたいんですけども、13件参加して、森本組が7,680万ということで、辞退が2件あります。どうしてこのようにばらつきが激しいというか、落札と、それから最後の方もやっぱりどうしてこんなにばらつきが激しいのかどうかというところを。予算では9,912万なんですよね。3月でもうあれが出て、どうしてこんなにばらつきが、辞退も含めて激しかったのかというか、もう1度お伺いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）この入札金額のばらつきというのはあくまでも各会社の方で仕様書に基づいて積算された金額でございますので、その内容についてはうちの方でお答えできません。それから、辞退につきましては、入札を行う前にそれぞれの会社の都合で、この入札には参加できないということで、参加を辞退させていただきたい旨の届け出が出てきておりまして、辞退になっております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番(三宅)次に、この9,912万の中でもう1度お伺いしたいんですけども、まず屋根の補強と、それから耐震とリフレッシュ、3点の意味合いがありますけれども、金額的な比率、これを教えていただきたいと思えます。

○議長(原田)建設課長。

○建設課長(畠山)今ご質問の分でぴしゃっとは出てこないんですが、全体の中の一部ということで、全体で工事費を計算しておりますから、今ご質問の屋根の部分が幾らとかということになりますと、再度その部分を出して経費を掛けてということで、ちょっと時間を要するので、ここでは答弁は難しいんですが。

○議長(原田)三宅議員。

○2番(三宅)もう1点。それと、もうすぐ工事が始まるわけなので、運動会を6月10日に早めてやるということで、もう1度お聞きしますけれども、終わるまで校庭が使えないということで、ほとんど公民館と町民センターでやるということなので、校庭を全然使わないでいわゆる授業が正式に消化できるのか、体育の時間ですね。それをもう1度お聞きしておきます。

○議長(原田)学校教育課長。

○学校教育課長(青木基秀)工事期間中におきましては、先ほど説明がありましたように、裏門から高さ3メートルの鋼板による塀を延長220メートル、工事現場の体育館の正面に向かって囲いをやります。したがって、その工事期間中はその塀の中を工事車両は行き来いたしますので、従前よりは若干狭くなりますけれども、運動場が全く使えなくなるということはありません。そのグラウンドを利用して、外でやる体操等についてはそこを利用してやるということになっております。

○議長(原田)ほかに。西田議員。

○4番(西田)4番、西田です。先ほど耐用年数の話が出たんですが、今回修理することによって、それじゃ、耐用年数はどのくらい伸びたのかをお聞きしたい。

それともう1点、耐震化率が今現状50%だったと思うんですが、それがどのくらい伸びるのか。

それともう一つは、IS値、耐震指標、これが0.2であったものがどれくらいまで伸びてくるのか。この3点をお願いいたします。

○議長(原田)1点目の耐用年数がどのくらい伸びたかというのは河野議員のときの質疑があって、答えられませんでしたので。いいですか。あと2点ね。建設課長。

○建設課長（畠山） I Sの耐震指標の数値でございますが、0.2が0.97になっております。目標は0.75ですが、それ以上になっております。耐震化率と言われますのは、今のこの全体の建物に対するということですか。それは今の体育館だけではなしに……。

○議長（原田） カウントしませんけれども、もう1遍その質疑をちゃんと伝えてください。西田議員。

○4番（西田） それじゃ、具体的に示されているのは学校全体の耐震化率50というふうに「頑張る地方応援プログラム」の中で示されているんですが、その変化が今どのように変わっていったのかを聞きたいということです。

それともう1点、耐用年数の関係なんですが、耐用年数がわからないと、今後、今から減価償却等を含めた考え方がもし入ってきた場合に、償却していかないといけない事態が起きてくると思うんです。耐用年数が出てこないとなると、いろんな意味のコストの関係とか費用の問題とか、費用対効果の問題とか、そういったところにすべてはね返ってくるような気がするんですが、その耐用年数が計算できない、実際にそれが出てきていないというのが少し理解できないんですが。その2点をお願いします。

○議長（原田） 答弁ができませんか。耐用年数が出んのね。

暫時休憩をいたします。再開は15時。

~~~~~○~~~~~

午後2時48分 休憩

午後3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田） 休憩前に引続き本会議を再開いたします。

西田議員からの質疑に対する答弁からお願いいたします。建設課長。

○建設課長（畠山） 失礼しました。耐用年数でございますが、60年でございます。それで、この建物自体が昭和48年にできておまして、既に34年経過しております。

○議長（原田） 学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀） 体育館の耐震化率でございますが、町内で小・中学校は6校ございます。6校のうち現在耐震化ができておりますのが海田中学校、海田西中学校の33.3%。それで、今回行います海田東小を含めて本年度末で50%ということによりしくをお願いします。

○議長（原田） 西田議員。

○4番（西田）ここに載っている数字と違うんです。要するに、学校体育施設の耐震化率を50から67に引き上げると書いてあるんです。これ自体が違うんですか。わかりました。

○議長（原田）質疑はないんですね。

○4番（西田）だから、書いてあるんですが、この数字が適正であるかどうか、お伺いします。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）「頑張る地方応援プログラム」につきましては企画部の方で整理したものでございます。実際にはこれを出すときに国、総務省あたりから、具体の目標値を示してほしいというふうなことがございまして、その中で担当の方で、いわゆる耐震基準に合致しておる建物があるところを1校として数えたものですから、それについて合致しておるのが南小と海中と西中が3校ありましたので、それで50%と。それで、今回東小の体育館をやることによってその新耐震基準に合致する建物のある学校が1校増えるということで、6分の4で67%という数値を出したものでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第26号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第26号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第4、第27号議案、海田町土地開発公社の解散についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第27号議案、海田町土地開発公社の解散について。土地価格は下落傾向にあり、土地開発公社による先行取得のメリットがなくなったため、海田町土地開発公社を解散するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）それでは、第27号議案、海田町土地開発公社の解散についてご説

明申し上げます。この提案は、土地価格は下落傾向にあり、土地開発公社による先行取得のメリットがなくなったため、海田町土地開発公社を解散するというものでございます。お手元の資料6でご説明申し上げますので、議案書と資料をお願いいたします。まず、解散の理由でございますが、資料1ページをお願いいたします。海田町土地開発公社は昭和46年8月31日に設立し、36年余りにわたって、東広島バイパス建設事業、都市計画道路事業、それと土地区画整理事業などの用地取得に活用してまいりましたが、近年、土地の価格は下落傾向にあり、先行取得のメリットが小さくなってきているため、平成16年度から3年間は活用もなく、公社は休止状態となっております。このような状況から、今後の海田町の土地需要を見通したとき、大規模事業の用地取得はほぼ終盤にあり、海田町の財政事情により諸事業の規模も縮小しており、大幅な土地需要は見込めないため、海田町土地開発公社を解散するものでございます。次に、公社解散・清算スケジュールについてでございますが、資料2ページに各手続きの要点及び関係法令を添えて記載しておりますので、ご参照いただければと思います。次に、資料3ページの残余財産及びその処理方法でございますが、清算後の見込み残余財産の額を1億5,246万7,206円とし、その処理方法は海田町土地開発公社定款第26条第2項の規定によりまして、これを海田町に帰属させることとしております。最後になりましたが、公社の解散につきましては、去る3月26日に公社理事会において議決をいただいております。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。私はこの件について過去に、土地開発公社は要らんのじゃないか、廃止してはどうかという質問をしておることがあるんですが、そのときは、立交の問題等もあり、そのときのために廃止しないんだという答弁が返っておるんです。これについて、どういうことで急きょ変わったかどうか。それから、今の説明の中で土地は下落というか、まだ下落の傾向にある、こういうような説明なんですが、政府等が発表しておるのにはむしろ上昇傾向にある。これまた違うんですね、この説明が。仮にこれが底をついた状態であったとすれば、底であったとすればですよ、上昇しても下降することはないんです。底をついておるんだから。これについてはどういう考えを持っておるか。だから、今の一貫性がないやり方ね。過去には、廃止したらどうかと言うたら、立交問題で、10年延びたとはいえ、今から10年先になると。なおさら土地は上昇す

るんじゃないのか。そこらの一貫性のないやり方、これはどういうことなのか、説明をしてもらいたい。以上3点ぐらいかな。上昇傾向と、廃止の一貫性がないのと。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）以前のご質問の中で、開発公社について当分の間存続をしたいと。それについては、連続立交もありますし、都市計画街路もあるというようなことでご答弁を申し上げた記憶がございます。現実にはこの連続立交あたり、海田町の土地開発公社の手を煩わせずに県の方でこれを実施してきておるといようなこと。それからもう1点、あの当時、一応当面存続したい理由が、いざ解散をして再度設立をするということになれば非常な労力を要するので、しばらく様子を見たいというご答弁をした記憶がございますが、そうした中で、将来的にも、以前のような土地神話といましようか、土地が急激に上がっていき、土地開発公社としての使命を果たすことはもう既にないだらうという判断に今回立ったこと。それと、開発公社の理事の方々からこうした、既にもう使命は終わったのではないか、解散すべきではないかと。理事会を開きましても、予算、決算だけの理事会でございますので、30分程度で終わるといようなことの中で、解散について前向きに考えるべきだろうという監事の意見もいただきまして、そういったことを総体的に勘案し、今回、理事会の方で解散の議決をいただき、本日、議案として上程させていただいたものでございます。土地につきましては、下落傾向にある部分、あるいは、近隣商業地域部分は少し上がってきておるんじゃないかなというふうな思いがしますが、町全体から見ればまだ下落をしておるといふふうに判断をしております、いずれにいたしましても、今後急激な土地上昇は見込まれないということの中で、解散に向けて事務を進めてきたというものでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）先ほど来も言うておるんですが、そこらの答弁は副町長は覚えておるといふことで、そうなんです。そこらで一貫性がないので、行政は一貫性を持つべきじゃないのかと、そこらの考えを言うておるんですが、その中で、先ほど来、立交問題も7年ほど延びたと。土地は上がらないんじゃないかと。トータル的に言うと、単純に言うても、今から17年ぐらいかかる。全部、それは工事、用買は17年ばかりかからないとは思いますがね。その17年間、単純にそれだけとると17年という数字が出てくるわけですから、そこまで読めるのかどうか。下落傾向にあるじゃ、底をついたじゃ、上昇みであるじゃ、何かそこら自体が私どもはわからんわけですが、商業地域だけが値上がりして

おるのか、その辺のことについてもわからんけれどもね。少なくとも部分的には上昇傾向にあるということも認められておるわけだから、一たん解散してしまうと、つくるには大変な労力が要ると。これも、私が先ほど言いましたように、もう土地開発公社は要らんのではないかと言うたら、つくるには大変な労力が要るんだからと。言われるように、昨日ですか、決算の方で、年間約20何万ほどの維持費がかかっておると。10年間そのまま存続しても約200か250万ほどで存続できるわけですね。つくるときにどれだけの労力、経費が要るのかは知りませんが、仮に10年間存続した場合に約250万で今のままで置いておけるわけです。10年先に何かあって、土地が上昇したとか、立交の用買ができないから、これは土地開発公社でもつくって対応せにやどうもならんというようなことになったときにどれぐらいの経費が要るのか。そうしたときにそのプラスマイナス、そこらなんかも検討されたかどうかということで。2点お伺いします。再度聞きたい。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）先ほども若干述べましたように、連続立交にかかわる用地買収、これにつきましては県の土地開発公社の方がこれを実施していくということで、海田町の土地開発公社の出る幕、ちょっと言葉は悪いんですが、その役目はないというふうに思っております。それから、10年後、20年後、土地が上がってくるという可能性もないではないが、その間、休眠状態を続けて年間20万ないし30万程度のそういう経費をかけていけば、当然10年であれば200万、20年であれば400万というものが単なる予算案の議決、決算案の議決の理事さんの報酬で消えてしまうというようなことで、非常にこれは無駄なお金ではなかろうかというふうな思いがしております。それから、いざ例えば昔のような急激な土地の値上がりが起こってくると、町としてもそうした財源がどんどん入ってきまして、どんどん用地を先行取得してハードを建てていかにゃいけんような時代が来ればうれしいわけですが、そうしたときには確かに再度開発公社を設立していくということには労力を要することではありますけれども、そのときがもし来れば、これはまた開発公社を再度設立して、その時代に応じた行政を行っていくということになるかと思えます。そうした設立する経費につきましてはそんなに、今の基本金といえますか、それが要るぐらいのことで、あとは事務手間といえますか、そういった手続き上の問題が生じてくるというものでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）言っておるのが一貫性がないというのはそこらを言うておるので。片方

では大変な労力が要ると。大したことはないよと、今度はこんなようなことを言うていきますね。用地買収するときに、前回廃止してはどうかと言うたわけです。地元については、ぜひ本町が地元の皆さんの協力を得て買収、そこらをせにゃならんであらうと。今言うたら、県がやるからいいんだと。だから、先ほどから言うておるんです。一貫性がないんだと。そこらについてどういう考えを持っておるのかということと言うておるんです。あるときはこうと。とにかくその場逃れ。もう答弁はどうでもいいわ、それだったら。町長、そんないいかげんな答弁をしてくれたら困るんですよ。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）開発公社の意義は、町道2号線とか6号線とか、海田町が新しく開発してつくる道とかいろんな形の問題で、先行投資の開発公社の資金を当てにして今までやっておったわけですが、先ほど副町長が申し上げましたように、今度の連続立体交差の問題は、ご承知のように、今でも県の開発公社が全部一気に受けて用地買収等をやっていますので、時代の相違と申すのか、そのときに応じて我々も行政も対応していく、それしかない、こういうふうに思っております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）二、三点お願いします。私も今の土地開発公社の理事でおったときに、都市計画事業や、先行して用地を購入いたしました。そのときの用地は四、五カ所あったと思いますが、今は、解散するのなら、窪町の土地区画事業も先行投資して買った土地が3カ所か4カ所ありますよね。それも清算して解散するのなら解散した方が私は効率的にええと思いますし、それから、今、町長が今の休眠状態であったと言われますが、連続立体交差事業は県の土地開発公社が一括してやると言われますが、海田の事情を言うたら、町民の連続立体交差事業にかかわっておる地主さんは早く何とかしてくれと言われる人が一部あるんですよ。予算がないからちょっと待ってくれという箇所が何カ所かあるんです。わからんじゃない。まあええわ、あんたが今わからんと言うても。そういう箇所があるから、町民のためにそういう方の土地を先行投資して、町は先行投資したから、県の方も早く買うてくれと言うたら、町民を助けるためにもなるんです。そういうことをしなくて休眠状態、休眠状態と言うのは、私はその休眠状態の意味が違うと思いますよ。きちっと今の理事の方でも皆そこらを掌握して、今の状況を掌握して物事を判断されたか。そこらを詳しく説明をお願いします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）ただいまの、まず、これまで開発公社におきましては国・県の依頼によって多くの例えば東広バイパスの用地、それとその側道、これは県になりますけれども、いろいろなことがあって、その利益として今1億5,200幾ばしのお金が残っております。今、議員がご指摘の連続立体交差事業、これにつきましては当初、町の開発公社が出ることはなかろうかということもありましたけれども、結局県からの依頼がなくて、県の公社でその用地買収をやりますと。この連立に関しましては県が主体となっておる事業でございますので、県から依頼がないと、これまでも依頼が国・県からあって、その用地買収をお手伝いしたという経緯がございますが、依頼があって初めて町の公社が出向いて用地取得をするという格好になりますので、県で十分対応できますよということでございますので、今後とも県の公社によって取得をしていくと。そういうことがありますので、連立に関しても町の公社の活躍の場がないのではないかとというような判断もありまして、今回のこういうお願いをするようになった経緯がございます。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）申し訳ございません。区画整理事業で開発公社が、確かにご指摘なさったように、用地を買収しております。その件に関しましては、平成15年に開発公社で用地取得をやったものについて町がすべて買い取りを行って、すべて管理をしている。ですから、今あるものは全部町の所有財産となっております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）理事は調査したかと。先にお金を買ってくれという分、何人かという。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）済みません。今も申しましたように、これは県の事業でございますので、うちが、要するに海田町の町民さんが買ってくれとかどうとかということがあ、それに対応しておられるというのはよく承知しておりますが、町としましては県の公社の方に町の職員を派遣して、それらをもって対応に当たっておるということでございまして、どの方がそういう申し出をされておるか云々ということは、たまには情報提供はございますが、詳細については町の方ではわかりかねております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）だから、そういう分を利用して、私が言うたのは、私に頼まれたときも役場へ相談したことがありますよ。そうしたら、国から、県との予算がついてから対応

しますという答えじゃったから、そういう場合に海田町の土地開発公社を利用して、そういう人の救済措置のために開発公社を残したらいいじゃないかということを使うわけです。

それともう一つ、窪町地区の土地整理事業がもうやめられまして、その土地を海田町が土地開発公社から購入したと今言われますが、購入したら購入したで、海田町が利用できる土地をいつまでも海田町が抱えておらんと、購入したい人がおったら、海田町も財政難じゃったら売却してしまえばええんじゃないですか。そういう議題が1つもこの議会に上がってこんのです。何もない土地を抱えておって何になるんですか。今言われるように、再開発はやめられましたから、希望者がおったら売却すればええじゃないですか。海田町がわざわざ土地開発公社から買い取って、それを海田町が買い取る必要がないじゃないですか。そこを言うんです。海田町のためにあるものは利用して。なぜそういうことをされるのですか。私はそれを言うんです。だから、休眠状態、休眠状態と何度も言われますが、利用せんかったら休眠状態であって、海田町の町民の救済のために利用するんじゃないら、利用する方法は幾らでもあったと思いますが、その点についてはどうですか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）ただいまの2点の、まず1点目でございますが、県の事業で進めておる以上、県からの依頼がなければ、それは協力は当然しなくてはなりませんけれども、県が県の公社で用地取得をされると言われますので、海田町がいかに公社を持っておろうとも、それで依頼もなしに買うということはなかなか難しいということになってまいります。

それと、窪町の用地取得、今は町有財産になっておりますが、これにつきましても、確かに区画整理事業は2ヘクに変更するという流れで今推移しておりますけれども、その窪町地区の住居が混住しておる地域なんです、そこで用地取得、換地操作用地と代替用地として、補助を用いた部分、それと単町で買った部分を含めまして結構な箇所がございます。換地操作用地については補助をいただいております関係もありますし、他に売却することはできません。ですから、公共用地へ振り替えるとか、そういうことをしないとイケない用地になっております。それにしても、まだ代替用地が数カ所ございます。それにつきましては、今進めております地区計画、これがどのように住民の皆さんの意見が集約できるかはわかりませんが、それにおいてどうしても代替用地

が欲しいという方がおられたり、そういうことがありますので、その見通しが立った時点で、もう普通財産になっておりますので、今、議員がご指摘のように、売ることができる部分については売ること、これは管財の方で検討されるんじゃないかと思っております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）言われますが、高架事業は県の事業でありますよ。だけど、海田町にできるんじゃないんですか。海田町が中心部じゃないんですか、海田駅が。府中も広島市もそれはありますよ。海田町の呉線、山陽本線が3階になって、海田町が中心的な場所になるんじゃないんですか。これは県がせにゃいけんというても、海田町の間も県民ですよ。だから、先行取得を県が依頼せんかったら海田町は動かれんと言われますが、私は町民のためになぜその利用をされないか。そう言われるのなら、海田町で早く購入してもらいたい希望者がありますが、それじゃ、これを優先的にやってくださいと、そういう働きもないし、私が言うた場合は、県の予算が、国の予算が今年はこれだけしかないから、予算がつくまで待てと、そういう答えしか返ってこんのです。そこらを、県の主体だからというて、県の主体だったら、それじゃ、海田町は協力せんでもいいんですか。もうちょっと物の言い方があるんじゃないんですか、説明の仕方が。その点についてどうですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）崎本議員のおっしゃるとおり、町の方も連立事業に対して、事業主体ではございませんが、負担金を出してそういう事業を進めております。今言われるように、地元民のいわゆる買い取り要望等については県の方に、こういう買い取り要望があるという中で優先的にやっていただきたいという要望を出しております。そうした中で対応だろうと思うんですけれども、これらのことにつきましても町として十分に配慮して県の方へ要望していきたいと思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。前任者の質疑の中で大体わかったわけですが、今朝ほど来の岡田議員の質問と、私が考えてみるのに、理事長が住民サービスに影響ないという答弁を岡田議員の質問の中でされてきておるんですね。今の答弁の中でも、土地の上昇・下落の関係で、余りサービスはと。私が考えるのは、連続立交は大体60%の土地が取得をされておる。残りはもちろん県がやるんですから、県のその状況で。私が言い

たいのは、住民のそういうサービスと土地開発公社との関係で、例えば新開蟹原線、こ
こらで3人も4人も状況が変わって、早く買収をしてくれという場合に、一般会計だけ
でそれが全部取得できない場合が出てくる、そういったときに住民サービスに影響する
のではないかという心配が残るわけです。その点について、サービスに対して変わらない
という答弁があったから、どういう方法でそれは解消されるのか、それをお尋ねしま
す。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）ただいま新開蟹原の具体的に提示していただいてのご質問でござ
います。これにつきましては、開発公社を利用するというのも借金でございます。で
すから、開発公社の場合は市中銀行から町の依頼によりまして借金をいたします。当然
利子がついてまいります。それプラス公社の方の1%、事業費の1%の事務費がまたこ
れについてまいります。そういうことを考えたときに、かつてバブル期はそれ以上に土
地の価格が上昇しておったので、そこらを考えてもその利用価値があったと。今はそう
いうことがございません。それと、近年、地方公共団体は財政状況が非常に悪うござい
ます。そういう中で、それらをすべて勘案して、それでは、今、単町だけで新開蟹原を
やっておりません。起債がつきます。そういう起債との比較の中でどちらが有利かと検
討したことで、これなら、事務費まで払うのなら、一般の起債を利用した事業の推進を
図った方がいいのではなかろうかということで、この方が現実的であろうと町としては
判断をしておるということでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）そうなれば、普通財産と目的財産の取得の方法で、財産を取得するのに
そういう会計上の処理、これにまた大きな問題が出てくるような気がするんですが、そ
れはクリアできるんですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それぞれの取得目的でございますから、土地開発公社を使うというこ
と、あるいは一般会計で買い取るということ、これは問題ないと思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。資料の2ページなんですけれども、1の公社理事会の議
決は終わって、今回は2の海田町議会の議決のところなんですけれども、最後の9の県知事
へ清算結了の届け出、これまでにどのくらいの期間がまずかかるんでしょうか。

2点目は、今度は3ページなんですけれども、今回、海田町土地開発公社残余財産（見込み）及びその処理方法の数値が載っているんですけれども、先日の報告書の19年度の資金計画のところからの数値の差があるわけです。その他の管理費が1万8,000円減で、資産の部で利息が3万1,000円入りますということで、その利息は資産の部の方に計上されていないんですけれども、その点はこの数字はどう読めばよろしいのでしょうか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）まず、残余財産なんですけれども、これは資金計画を策定したのが、この3月の要するに理事会に諮る時点の予測でございました。それで、このたびこの議会に諮るために、要するに清算作業、どういうものがあるかということ積み重ねて、それまでに県の方にもいろいろ、フローについたり、どういうことをするのかという協議を重ねてまいりまして、こういうものが多過ぎたとか、こういうものがもっと要るんだとかという部分が若干出てまいりましたので、その辺を調整させていただいて、この差になっております。預金の利子につきましては、これは書いておりません。3万1,000円で上げておったものを、今、予測はそういう変動がなかったと。事務手続きが要るじゃ、要らんじゃということがなかったので、一応この推計ではそのようなことで見ております。

それと、スケジュールがございましたけれども、お示ししておりますけれども、1から9までございます。今日は2の町議会の議決をいただくよう提案を差し上げて今ご審議願っておるわけですが、9番まで行くのに、9番が1月の中旬ぐらいに何とかこの結了の届け出を県の方にしたいと思っております。と申しますのは、この県の申請をするのにいろいろ理事会の議事録とか、議会のもし議決をいただければ、そういう議事録なんかも要りますので、少し時間が数カ月要ります。そういうことも考え合わせて、当初は6カ月ぐらいかなと思っておりましたけれども、若干長くなるのではなかろうかと思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）そういたしますと、今回スムーズにいきまして、最終的に来年の1月に全部が完了いたすといたしますと、この残余財産額の決定を見ます。その場合はこの残余財産はどちらの方に金額は計上なさるんですか。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）この残余財産1億5,200万余りになろうかと思っておりますけれども、これには

各種の方法がございまして、例えば来年度の一般財源の中に繰入れるという方法もあります。それから、財政調整基金、これに上積みをしておくという方法もあります。もう1点は、土地開発基金というのがございまして、この土地開発基金はその範囲内で土地を取得できるという特殊な基金なんですけれども、そういった方法があります。今のところ、都市計画決定をしております三迫公園の関係、あるいは総合公園の2期工事の関係、そういったことを考え合わせますと、まだ結論は出しておりませんが、今後、財政当局とも協議をしていく必要があるわけですが、この土地開発基金に当面1億5,200万余り、これを積んでおくということが一番いい方法ではなかろうかと現段階では思っております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。この開発公社の解散の件なんですけど、開発公社に残っておる1億5,000の話が出て、利息がついていないから、いろいろそういう資金運用の関係で、解散してはどうかと。一般会計に持ってきてはどうかというような話を私は一般質問の方でさせていただいたと思うんです。こういう流れの中で一番大事なのは、夕張なんかの財政問題が市町で今起きておるわけです。その後、健全化計画を立てるために実質公債費比率というのがそのころからまた出だしたんですね。その実質公債費比率というのは基本的に何かというたら、特別会計部分の借金が隠れておって、それが見えんから、それも市町に非常に負担になっているというようなことが実際にいろんな報道機関で報じられておったわけですね。それを解決するために国の方でいろいろな調査をされた結果、開発公社が非常に負担になっているような問題がクローズアップされんたんです。たまたま海田の場合は土地を一般会計、普通財産の方に移されておったから、まだ借金がなかっただけの問題で、海田以外の市町のところは随分開発公社に借金が残っているところがあるわけです。そこらが一番問題になっている点だと思うんです、今回の場合は。だから、開発公社に、もっと言えば、普通財産になって土地が今残っているんですけど、こんなもの、利用しないのならやっぱり現金化するか流動資産にするかで。もっと言えば、前もありますように、前年、前々年度で借金の返済に回しているいろんな効果が出たというふうに執行部の方は言われているじゃないですか。だから、そういった意味のものをやっぱりきちっと返していくような方向のもので進めていく必要があるんじゃないかと思うんです。だから、土地開発公社に関しては今の現状から、執行部の方が言われるように、やっぱり役目はもう終わっているし、一般会計で十分対応できるよ

な現状もあるし、それを見る方が町民の方も財政が見やすいというような現状があると思うんです。そういったところを踏まえて、今の副町長さんが言われたように、土地の取得のために1億5,000入れられる、ここらの問題も私は前から一般質問等でも言わせてもらっているんですが、借金等の返済等の検討も含めて、それから、実際に今の土地です、ね、空き地、町道6号も含めて、あそこらの売却等も考えられるような考え方というのはないのでしょうか。

- 議長（原田）開発公社の問題について、解散について、今のは答弁できますか。副町長。
- 副町長（山本）残余財産の処分の仕方ということで、有力な考え方として土地開発基金がいいんじゃないだろうかという現段階での私の考え方を今申し上げたんですけれども、これはいろんな意味の中で今後財政課、例えば今ご指摘のように起債償還に充ててしまうという方法も1つの方法でしょうし、あるいは、一般会計に繰入れてしまって財調の取り崩しを少なくしていくという方法もあるでしょうし、あるいは、先ほど申しました、若干、三迫公園という借地、都市計画決定をしておる借地の公園がございしますが、ここらあたりに充てていく財源がどうしても必要になってくる、そういったことのために土地開発基金に積んでおくのがいいのか、これはこれから早急に財政当局、担当課で詰めて最終的な結論を出していきたいというふうに思います。
- 議長（原田）三宅議員。
- 2番（三宅）2番、三宅です。この1億5,000万をどうするかということで、今、土地開発基金ということに入れて、三迫公園、あるいは総合公園の2期というのが出ましたけれども、私は、駅前の東街区が始まるので、やっぱりこの駅南口のまちづくりの基金として……。
- 議長（原田）三宅議員、土地開発公社の解散についての議案ですから、1億5,000万円の行方を追っている議案ではございませんので、質疑の中身を変えてください。
- 2番（三宅）やっぱり出ているんですから、一言はいいんじゃないですかね、議長、流れで。
- 議長（原田）いやいや、さっきの西田議員のところだとめるべきであったかもしれませんが、今の質疑については……。
- 2番（三宅）答弁で今出ているわけでしょう。
- 議長（原田）今の質疑はとめてください。
- 2番（三宅）納得いかないです。今、副町長の答弁で出ているので、それにあれして、

それ以前に今メモして待っておったわけですから。

○議長（原田）今あなたがおっしゃった発言の中で東街区の話まで出てきていますよ。これについてはこの議題には入りませんから、とめてください。

○2番（三宅）話をする上でそれは必要になると思うんですがね。一コメントであれで、納得いかないね。

○議長（原田）いや、それは質疑を変えてくださいと言いよるんです、私は。

○2番（三宅）じゃ、どういうぐあいに変えればいいですか。

○議長（原田）あなたの意思が私は全部はわかりませんから、今の文言、東街区がどうかというのは避けて、質疑を変えて言っていただかないと。

○2番（三宅）それじゃ、ちょっと変えましょう。私の思いは、駅前のまちづくりの基金として、目前ですから、基金としてためておいていただきたい、そういう思いが強いのですが、いかがでしょうか。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）この残余財産の使い道、いろんな形があろうかと思えます。今ご指摘の方法もありましょうし、これから庁舎を建設していくためのそういう資金も必要になってくる。そこらあたりを財政、町全体で考えながらこの1億五千二百数十万をどこでどういうふうを活用するかを最終的に結論を出していきたいというふうに思います。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第27号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第27号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第5、第28号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第28号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定

について。町営住宅における居住者の安全と平穏な生活を確保することから、暴力団員の入居を規制するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保） それでは、第28号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。この条例は、町営住宅居住者の安全と平穏な生活を確保するため、暴力団員の入居を規制するものでございますが、近年、社会からの暴力団員排除対策が進む中で、広島県警察本部から、暴力団員が県内の公営住宅に居住している実態があると問題が提起され、行政と警察が一体となって暴力団排除に向けて対策をしていく必要があると申し入れがあったため、今回の改正となったものでございます。次に、改正の要旨でございますが、まず1に、町営住宅の入居資格に、申込者または同居親族が暴力団員でないことを加え、2として、町営住宅の明け渡し請求項目に「暴力団員と判明したとき」を加え、第3に、町営住宅駐車場の使用資格に、申し込みまたは同居親族が暴力団員でないことを加え、第4として、町営住宅駐車場の使用許可の取り消しの項目に「暴力団員と判明したとき」を加えるもの、その4点でございます。なお、ここで言う暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でございます。

条例改正の内容につきましては、資料7の「海田町営住宅設置及び管理条例新旧対照表」並びに議案書に基づきご説明いたしますので、お願いいたします。それでは、改正の主な内容からご説明します。第7条の「入居者の資格」につきましては、第6号として「その者又は同居の親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。」を加えるものでございます。次に、第44条の「住宅の明渡請求」につきましては、第5号の次に第6号として「暴力団員と判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）」を加えております。また、第54条「使用者の資格」及び第60条「使用許可の取消し」の読替規程につきましては、町営住宅駐車場についても、同居者、住宅と同様の扱い、処分をすることとしております。その他の各条項の改正につきましては、条文整備及び語句の整理を行うものでございます。最後に、議案書14ページをお願いいたします。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）まず最初に、現在、暴力団、親戚が暴力団員と認識されている方は海田町に何人おられるか掌握されているかが第1点目。

第2点目は、親族が暴力団員、どのような判断でこれを判定というか、判断されるか。そこの2点をお願いします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）これは町営住宅内でよろしゅうございますか。

（「海田町で現在掌握されているか」と呼ぶ者あり）

○都市整備課長（久保）海田町で暴力団等に関しては町の方では掌握してございません。

特に町営住宅においてもこれは確認できておりません。ということで、なかなか暴力団に関してはその確認が大変に難しいということがございます。それで、先ほどご説明にも申し上げましたように、この確認につきましては、広島県警の方との協力体制をとりまして、こちらから、例えば入居する際に一応抽選を行いますけれども、その中で当たられた方の必要最小限の情報を提供、例えばお名前とか住所とかお年とか、その程度の情報を提供しまして、それが暴力団に該当するか、しないかという情報を警察の方から提供していただくような格好をとっております。これはもう既に平成16年に広島県、広島市、それと福山、呉がこういう条例を改正しておりますが、これも同様の扱いで、もうかなりの実績がございますし、この方法をとらせていただくというものでございます。とともに、この6月1日、警察庁の方と国交省の方が協議をいたしまして、この暴力団の公営住宅からの排除について方針を出しております。これが各県警、それと各県・市町の方に通達が来ておりますので、これに基づいた運用でこの条例を施行していくという形になろうかと思っております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）それだから、私が言うのは、今からこういう条例をつくるんじゃったら、もう警察にはそういう情報がありますから、海田町にはどの程度の構成員、準構成員が存在しているか、その程度ぐらひは警察から情報を得ても個人情報には当たらんのかから、そのぐらひの協力を得ても、私はこの条例をつくる前に妥当だと思うて今質疑したんですが、その点はどうですか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）今のご質問でございますが、これまで警察の方は非常にこういう個人の情報、特に暴力団の情報についてはなかなか提供していただけなかったということがございます。それで、県でも、先ほど言いましたように、県、重立った市が覚書を交わしてその情報の提供をしていただいたという経緯がございまして、なかなか市町の方までは情報を提供していただけないという状況がございまして、それは国の通達などもございまして、その条例の改正に基づいてその情報の開示をするというようなことがございまして、今のような状況になっております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。この条例を提出するに当たって、いつも海田町は大体、どういんですか、全国的にも、あるいは全県的にもリードするのに、今まで一番最後にこれが提出されておるといふ報道を私は聞いておるわけですが、なぜおくれたのか、その理由を尋ねるわけです。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）確かにご指摘のように、県下で最後の団体となっております。これにつきましては、県警の方からお話があったときにいろいろ、今、情報の提供と申しましたけれども、個人情報保護とかそういうこと、または警察から情報提供がどういうふうな格好であるのかとか、それとか憲法、また公営住宅法との整合性はどうかということも少し勉強させていただきたいなど。警察の方にも行っていろいろ協議を重ねたいということがまず1点ございました。それと、今、先ほど崎本議員からもご指摘いただいた町営住宅の確認の方法なんですけれども、確認はできておりませんが、そういうふうな感じがあるというふうなことも一切これまでございませんし、それと、3月に改正をしましても、本町の場合は6月が次の募集の期間になっておりますので、6月まで勉強させていただいて、6月の議会にお諮りして、6月の募集から適用できればなということで、大きな思惑はございません。そういうことがありまして6月にさせていただいたというものでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）経過はよくわかりました。それじゃ、具体的にお尋ねいたしますが、例えば8月に町営住宅を募集するということですね。例えばの話。そうしたら、7月に広報で募集、あるいは町内放送で募集をかけるわな。具体的に、じゃ、暴力団であるかどうかというのはどこでチェックするんですか。今言う、警察の方から資料があるとか、

あるいはこちらから住民の名前を全部警察の方に照合して、この人が暴力団に近いとか、あるいは指定されておるとかという判断を具体的にどのようにされるのか。また、入っておらんとは思うけれども、もし町営住宅に入っておられたら、じゃ、それはどう対応されるのか、それをお尋ねします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）まず確認ですが、先ほどの県警の方でということでございます。まず公募をしまして、応募があります。それで、抽選会を行います。その際に、1つあいていれば1番目の方が当選になって、あとは補欠をとるわけでございますけれども、その当たられた方の最低限の情報、これを広島県警の方に情報提供いたしまして、それに対しまして広島県警本部からこの情報の提供を受けて、また海田町の方へこの方が暴力団員であるかないかぐらいの最低限の情報は返ってきます。それをもとに、入居資格が該当するか、しないかを判断するというものでございます。既に入っておられる方、これにつきましてもそういうことが、例えば看板に何組とかけられるとか、人をおどしたとか、そういう事象が当然生活の中で起こってまいります。そういうときも同じ方法を使って、警察に確認をしていただいて、偶然見つかる場合も想定できますので、そういう方は何もされていない、何も表示もしていない、表にわからないという場合もありますが、そういう場合はやはり慎重な、たとえそうであっても慎重な対応が必要ですので、暴力団員をやめられる勧告といいますか、お願いをして、それでやめられないのなら出ていっていただくという格好の中で事務を進めてまいります。なお、このときに当然身の危険が生じてまいりますので、警察の方にご協力をいただいて、同行していただいたり、対応の仕方をご教授いただいたり、協議を進める中で協力をいただいてそういうことをやっていくという格好になってまいります。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）確認いたしますが、町営住宅で申し込み、あるいは……。

（発言する者あり）

○15番（佐中）何を言いよるんな。3回目や、わしが。申し込みも、氏名でその人が抽選で当たる、補欠を何番か取る、その人は全部、それじゃ、警察に届けるということ、氏名を。具体的にお尋ねします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）入居資格がたくさんございます。7項目か8項目ございます。そ

の中に、暴力団員でない方も入るわけですが、そういう資格が、まず、当選された方は当然それをお願いして調べるわけですが、そうでなくても、他の資格が逸脱しておった場合、今度は次がある。そのときにまた照会する。全部を照会するということはいたしません。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。先ほど海田町がこの条例改正案を議会に提出するのが遅くなった理由として、現在町内に4カ所ある町営住宅に入居されている中の方たちにはそういった懸念がある方はいらっしゃらないという判断で遅くなったというように理解をしたわけです。その続きで、今入居されている方は何か動向がなければ警察に情報提供しないという理解をしているんですけども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）現在組員がいないというんじゃなくて、現在の状況は、まず確認はできておりませんし、そういう状況、もし入っておられれば、いろいろ暴力行為とか、人に迷惑をかけるとか、そういうことがあってのうちに苦情がと。全然そういう苦情がございません。そういう状況を説明させていただいたわけですが、それと、要するにそういう不法行為によって、今入っておられる方ですが、それが全然表に出ないという方もたまにはおられます。そういうことで、出ない場合は警察の方へ照会もできませんし、全部を調べるということもできませんので、そういう不法行為をされる方は周りの方にご迷惑をかけるので、当然その辺の情報は住居の方から入ってまいります。そういうことで、その方については確認をするということになってまいります。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）そういたしますと、今回のこの条例改正で、当選された方は一応氏名を警察に云々という働きかけをされるということですが、じゃ、現在入居されている方は、表面は普通の生活をされていても、見えない部分もあるのではないかという気がするんですけども、これは今まで条例制定をされた市もすべて、既に入居されている方に対しては、何か違法行為がない限りは警察の方に情報提供はなされていないのでしょうか。その辺の調査・研究はなさいましたでしょうか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）我々も今から、こういう改正がなされたら、それはそういうふう

に当たっていくんですが、そのあたりをいろいろ調べさせていただいたんですが、やは

り当然のごとく、そういう団員であられる方は不法行為、それと、周りの方に迷惑をかけたか、おどしたり、そういうことが当然起こってくると。そういう中での確認の方法が、いろいろ資料もたくさん集めましたけれども、そういうことで、特に何にも、周りも全然気づかんほどの方でということは、もしわかった場合はそれも慎重に対応して、まず暴力団から抜けてくださいといえますか、そこから脱退してくださいというようなことで、慎重な対応をとということもやっぱりありますので、そのあたりで町も準用して運用していこうかなと思っております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）1つ確認ですが、この7条の6のところ、親族ということになるので、親族、家族もというと、いわゆる同居者、親族、そういう家族全部退出というか、どう言うのか知らんけれども、出ていってもらえるかどうか。

それともう一つは、いろんなあれで災害等があるわけですね。例えば近々は能登のような。そういうときの緊急というか、いわゆる緊急避難ですね。こういうところの救済も必要になってくるわけですが、これもやっぱり認めないということになっていくのかどうか、こういうことです。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）家族も当然のごとく、同居しておられるわけですから、ご主人がそうであって、奥さんと子どもさんも一緒に生計を立てておられるわけですから、退去の際は一緒に出ていただくような格好になります。それと、同居者、家族でない、同居を認めてくださいと、同居しますよという部分についても、その同居者の方がそういう暴力団員であれば、これもお断りするということになります。

それと、今の被災に関しての入居でございますが、これにつきましては特定入居という形で、ある限られた期間、そういう被災者に対しては入るといって特定入居という部分でございますが、これにつきましても暴力団員はその中の1つに大きな要因としてありますので、これもお断りするようになるであろうと。これも1つ、まだ今からもっとも勉強せにゃいけないので、なるのであろうというふうに理解しております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。いろいろ質疑がありますけれども、まず、条文を読んで要約すれば、組員と判明した場合は明け渡し請求ができる。既入居者には組織脱退を勧告。昨今の情勢を見ますと、もっと厳しい条文が要るのではないかと思うんですけれど

も、その辺はいかがでしょうか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）我々は大きな権力を持ったものではございませんし、出てくさいという排除勧告をしても出ていただけない場合も当然想定できます。この場合は裁判によって排除を実現させていくという方法をとりますので、今考えられる中で、厳しい、厳しいといっても、無理やり引きずり出すというわけにもいきませんので、そういうことが限度であろうかと思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）もう1度。2日の新聞にありまして、それで、広島市の方で条例を制定したということで、市営住宅で組員が2度も事件を起こして逮捕されたと。それで、市の方は4月に組員に明け渡しを求めて地裁に提訴したが、退去は今も実現しておらずと。実際に事が起こってあれしましたら、だんだんと強硬な手段に出ていかざるを得ないんですけれども、もし実際に判明して強くという事態が起こった場合、どのように対処されていくかどうか、そこをお聞きいたします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）今ご説明しましたように、最後は裁判になろうかと思えます。それで、広島市の事例がマスコミで報道されましたけれども、その時点では全国初の、広島県、広島市が条例の改正をやったわけですね。そのころの警察と国土交通省の関係、それとか警察の協力体制、警察同士の意思の疎通、県警もありますし、本部もあります、それらの意思の疎通は今と比べてかなりまだまだ成熟したものじゃなかったんじゃないかと思っております。それと、今、先ほども申しましたように、6月1日に国土交通省と警察庁の協議によりましたそういう方針が出ておりますので、県警も含めて全国的に警察もこの排除について必死になっておると思えます。その姿勢は明らかに違うものだと我々は判断しております。先ほど覚書のこと申しましたけれども、そのときは初めての事象でありましたので、本当にその情報がええぐあいいただけるのかなという部分もあったんだろうと思っておりますけれども、今、安芸郡内の町ではその覚書も必要ないと。どんどん警察の方から情報を入れてくださるということがありますので、その辺で、あの当時広島市がやった状況と今とでは社会的にかなり状況が違うんじゃないかと判断しております。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）暴力団を構成する第2条第6号ですか、法律なんですけれども、詳しくわからないので、これはいわゆる暴力団、先ほど崎本議員の発言であったんですけれども、構成員、準構成員というようなものがあるんですけども、これは準構成員までは排除するような規定は入っていないのか。入っていないのであれば、先ほどもあったんですけれども、県内で一番最後に条例を制定するという事なので、他の自治体よりも一歩進んだような条例を提案すべきでないかと思ったんですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）構成員と準構成員の関係でございますが、構成員は当然のごとく暴力団員でございますので、排除いたします。ただ、準構成員につきましては、その構成にかかわる関係が非常に極めて不安定であるということから、今回はどちらの方も準構成員については外しております。本町もそのようなことで、警察の方からも、なかなか不安定で、構成員になったり、出たり入ったりするような中での情報も、それも裁判に耐え得るだけの情報の提供は難しいということもあるんでしょう。準構成員は除外することから、外しております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第28号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第28号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第6、第29号議案、海田町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第29号議案、海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について。海田総合公園の利便性の向上を図るため、有料公園施設の供用時間の延長を行うことから、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保） それでは、第29号議案、海田町公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。この条例改正は、海田総合公園有料施設の利便性及び適正管理を図るため、供用時間の延長を行うものでございますが、指定管理者から公園条例第15条の7に基づく有料公園施設の供用時間の変更に係る協議申請があり、町長が承認いたしましたので、今回の改正となったものでございます。

条例改正の内容でございますが、議案書と資料8の「海田町公園条例新旧対照表」の別表1をお願いいたします。別表第1「供用時間」の欄中「9時」を「8時」に改め、供用時間を1時間延長するものでございます。次に、附則でございますが、この条例は平成19年7月1日から施行するものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第29号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第29号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田） 日程第7、第30号議案、平成19年度海田町一般会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡） 第30号議案、平成19年度海田町一般会計補正予算（第1号）について。平成19年度海田町一般会計補正予算（第1号）は、町道6号線2工区整備事業費の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ1,044万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億4,744万4,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田） 財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第30号議案、平成19年度海田町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料9の「平成19年度補正予算説明書」に従いまして、歳出からご説明いたします。2ページをお願いいたします。2ページから最後の10ページにかけて、職員給与費事業の増減を行っておりますが、平成19年度当初予算に反映できなかった平成18年度中の退職者1名分と、平成19年度に入ってから退職者1名分の減額及び平成19年4月1日付の人事異動に伴う給与費の増減でございます。この部分については説明を省かせていただきます。

それでは、2ページ目、職員給与費以外の内容につきまして、事業ごとに説明いたします。まず、2ページ目の総務費、総務管理費の人事管理費の人事管理一般事務事業につきましては、人事異動に伴い、退職手当組合負担金を132万2,000円減額するものでございます。次に、企画費の住民活動センター運営事業につきましては、人事異動により正職員が1名減となりましたことに伴い臨時職員1名を雇用するため、220万3,000円を増額するものでございます。

3ページは職員給与費だけでございますので、飛ばさせていただきます、4ページをお願いいたします。4ページの社会福祉費の社会福祉総務費の社会福祉総務一般事務事業につきましては、人事異動による正職員の1名減、及び育休代員として臨時職員を2名雇用するため、256万4,000円を増額するものでございます。続きまして、老人福祉費の介護保険操出金事業（その他）につきましては、介護保険特別会計における人事異動に伴う人件費の減額により、操出金を211万1,000円減額するものでございます。次に、心身障害者社会生活援助事業につきましては、新たに心身障害者1名が平成19年度から心身障害者就労促進事業所の利用を始めたことに伴い、心身障害者就労促進事業費補助金を57万円増額するものでございます。5ページをお願いいたします。民生費の児童福祉費の保育所費の保育促進事業につきましては、人事異動による正職員の3名減、及び病休代員として臨時職員を4名雇用するために、730万5,000円を増額するものでございます。

6ページをお願いいたします。衛生費の清掃費の清掃総務費の清掃一般事務事業につきましては、病休代員として臨時職員1名を雇用するため、13万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。土木費の道路橋りょう費の道路新設改良

費の町道6号線2工区整備事業につきましては、三迫2丁目地内の町道6号線の現道を拡幅し、生活道路の早期改善を図るため、420万円を増額するものでございます。8ページをお願いいたします。土木費の都市計画費の都市計画総務費の公共下水道操出金事業（基準外）につきましては、人事異動に伴い、公共下水道事業特別会計の職員体制を1名増したこと及び臨時職員を1名減したことにより、操出金を694万4,000円増額するものでございます。

消防費の非常備消防費の消防団運営事業につきましては、退団による消防団員2名に対し退職報償金を支払うため、28万8,000円を増額するものでございます。

9ページをお願いいたします。教育費の小学校費の学校管理費の小学校管理事業につきましては、海田西小学校においてリース期間満了後も引続き使用しておりました印刷機が修理もできない状態となりましたので、新たな印刷機をリースするため、25万6,000円を増額するものでございます。次に、教育振興費の豊かな体験活動推進事業につきましては、海田東小学校、海田西小学校、海田南小学校が広島県から仲間と遊ぶ宿泊体験教室推進校に指定されましたので、その事業費180万円を増額するものでございます。この事業につきましては後ほど歳入でもご説明いたしますが、事業費のすべてが県委託金で措置されております。9ページの後半及び10ページにつきましては職員給与費のみです。9ページの後半及び10ページにつきましては職員給与費のみです。説明を省かせていただきます。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、1ページをお願いいたします。県支出金の県委託金の教育費委託金につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました豊かな体験活動推進事業の委託金として180万円を増額するものでございます。

次に、繰越金につきましては、財源調整のため、前年度繰越金を455万6,000円増額するものでございます。

次に、諸収入の雑入につきましては、歳出でご説明いたしました消防団員の退職に伴い、消防団員等公務災害補償等共済基金から支給される退職報償金の支給に要する経費として28万8,000円を増額するものでございます。

次に、町債の土木債につきましては、歳出でご説明いたしました町道6号線2工区整備事業の増額により380万円を増額するものでございます。

続きまして、議案の方をご説明いたします。第30号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,044万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を76億4,744万4,000円とするものでございます。

次に、地方債の補正をご説明いたします。議案の4ページをお願いいたします。ここにお示ししておりますとおり、1件の変更を計上しております。内容につきましては歳入でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で平成19年度海田町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。前田議員。

○13番（前田）13番、前田ですが、トータル的に人事異動云々で随分あれしておるんですが、中には臨時職員を随分ようけ雇うておられるわけですが、本職が退職して臨時を雇うて、その賃金が実際どっちが安くなっておるのかという、これが1つ。

それからもう一つは、9ページのところで事務機器借上料25万6,000円だったかな。小学校管理事業ということで事務機器の借り上げ、コピーか何かというふうに説明を聞いたんですが、印刷機かコピーかようわからんけれども、何年のリースでどうなるのか。一般的に今ごろのカラーコピーは100万円も出せば、いいものがあるんじゃないかと思うんですが、仮にこれが5年リースだと仮定すると、随分高いものにつくんじゃと。買った方が安いんじゃないかと。この辺の説明を詳しくお願いしたい。2点。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）人件費につきましては、一般会計におきましては150万3,000円の減額となっておりますが、全会計を足しますと755万8,000円の減となっております。これにつきましては、職員につきましては2名減、臨時職員につきましては7名の増ということでこういう結果となっております。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）学校管理費の使用料でございますが、事務機器の借り上げは、これは印刷機でございます。リース期間は3年でございます。以上でございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）だから、そのリース機が、物がわからないんですが、例えばそれを買取りした場合、50万円の機械を3年間で75万円でリースするんじやったら、どうもばかげた話じゃないか、そういうふうに考えるわけです。ですから、そこを、先ほど例えの話で、100万円の品物を5年間借りるんじやったら買い上げた方が安いんじゃないか、こういうことを言うたわけですが、どのようなものをどういうふうにされておるのか、そういうところをお聞きしたい。

○議長（原田）教育部長。

○教育部長（中野）印刷機のリースにつきましては原則3年でこれまで借りております。

どちらが、買った方がいいのか、リースで3年ごとに切りかえるのがいいのかということもございますけれども、リース期間が切れても使えるものは一生懸命限度いっぱい使っているということで、今回のものにつきましても7年ほど、リース期間は3年ですけれども、その後はそのまま使いますので、そちらの方が有利なんじゃないかというふうに判断しております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。資料の7ページ、町道6号線の2工区420万、これはどの箇所か。

それから、あと2カ年で全体で5,000万ぐらいの予算でやるわけですがけれども、これからの計上をどのように考えていらっしゃるか、その2つをお願いします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）場所につきましては、今年工事を行います反対側のところというふうには、地権者の名前を申し上げられませんので、そここのところの所有者の委託料でございます。

それと、今言ったように、2カ年でやり切るのかということなんですけれども、財政状況等もいろいろと相談しながら、できる限りの努力はしてまいりたいと思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）2点質疑いたします。まず、2ページの住民活動センターの正職員さんと臨職の方が交代ということで、来年の3月までの雇用だと思っておりますけれども、何時から何時までで、時間給は幾らでしょうか。

それともう1点は、9ページの豊かな体験活動推進事業で3小学校が実施するわけですが、同じ工程での実施なのかどうか。

海田小学校はこれに代わる事業は何か単独であるのか。なぜ海田小学校はここに入っていないのか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）住民活動センターの臨時職員につきましては、勤務時間は8時半から5時半まででございます。時間単価は1,200円でございます。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）まず、1点目の各小学校の工程は同じかということですが、それぞれの特色を生かしまして、それぞれの日程は違っております。

2点目の海田小学校でございますが、海田小学校は本年度は広島県から音楽教育研究指定の指定を受けまして、研究発表を開く予定としております。そうした中で、既に音楽を中心に情操豊かな子どもを育てるということで組み立てておりますので、新たな事業、長期宿泊体験が加入されますと、非常にこれまで組んできた教育課程が満杯状態になりまして、子どもへのゆとりがなくなるということがございます。それに代わるものとしましては、既に例年5年生は広島市野外活動センターでの山の自然を観察するということの1泊学習をやっておりますので、それに新につけ加えておりません。以上でございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）2ページの時間給1,200円、臨時職員。じゃ、今まで臨時職員は個々によって差はあるんでしょうか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）臨時職員につきましては一般事務は780円でございますが、こちらの職員につきましては所長という職務を行いますため……。

（「あるかないかというて聞いておるんじゃ」と呼ぶ者あり）

○総務課長（植野）あります。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）3番、岡田です。5ページの保育所職員給与の分なんですけれども、今年4月からなんですけれども、4月の予定で保育士さんが今回やめられて、今は全部で何名おられるのか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）年度当初は29名で予定しておりました。今回の人事異動に伴いまして3名の保育士がひまわりプラザの方に移動したために、保育所費としては26名というふうになります。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）これは退職じゃなくて人事異動で向こうの方に移動されたということですか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）そのとおりでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第30号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第30号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第8、第31号議案、平成19年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第31号議案、平成19年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。平成19年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、人事異動に伴う職員給の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ694万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,572万7,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）それでは、平成19年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。資料10「補正予算説明書」の1ページをご覧くださいと思います。歳入でございますが、職員の給与費の増額に伴いまして一般会計繰入金を694万4,000円増額いたしております。

続きまして、2ページをお願いいたします。歳出でございますが、総務費の一般管理費を694万4,000円増額するものでございます。これは、人事異動によりまして職員給料を468万円、職員手当等を195万1,000円、共済費を109万4,000円、負担金補助及び交付金を74万8,000円、それぞれ増額し、職員増に伴いまして臨時職員が不要となりましたので、賃金を152万9,000円減額するものでございます。

それでは、31号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ

ぞれ694万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,572万7,000円とするものでございます。以上、補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。職員の給与事業で790万と。これも結構な高額な方だと思わんですが、実際に人間としてどのように臨職とあれが入れかわったというか、説明をもう少しお願いします。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）18年度の予算は職員6名で、臨時職員1名としておりました。人事異動に伴いまして職員が7名となりましたものでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第31号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第31号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第9、第32号議案、平成19年度海田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第32号議案、平成19年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。平成19年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、人事異動に伴う職員給の減額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ211万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,604万1,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）それでは、第32号議案、平成19年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。資料11の「補正予算説明書」をお願いい

たします。2ページの歳出予算からご説明いたします。3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業、2節給料から19節の負担金補助及び交付金までの合計211万1,000円の減額は、今年度から保健センターの業務として運営しております地域包括支援センターに関する人事異動に伴うものでございます。

次に、1ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。7款繰入金、1項一般会計繰入金、4項その他一般会計繰入金の211万1,000円の減額は、歳出でご説明いたしました人件費の減に伴うものでございます。

32号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算総額それぞれ211万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ12億4,604万1,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第32号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第32号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第10、第33号議案、平成19年度海田町水道事業会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第33号議案、平成19年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）について。

平成19年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）は、人事異動に伴う人件費等を補正するもので、収益的収支を1,088万8,000円減額し、事業費用総額を4億479万7,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）参事。

○参事（新浜）それでは、第33号議案、平成19年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。資料12の一番最後のページをお願いいたします。補

正予算（第1号）説明書でございます。今回の補正は、人事異動によります人件費の減額でございます。収益的支出の水道事業費用、営業費用、配水及び給水費を840万3,000円減額しております。内訳は、給料を478万1,000円、手当を256万9,000円、法定福利費を105万3,000円減額いたしております。これは、人事異動によりまして1名減員となったことによるものでございます。次に、総係費を248万5,000円減額しております。給料を27万8,000円、手当を102万2,000円、法定福利費を37万6,000円減額するものでございます。これは、部長級職員と課長補佐級職員の差額分でございます。また、負担金につきましては、1名減分と差額分の減に伴いまして、退職手当組合負担金を80万9,000円減額するものでございます。

次に、第33号議案をお願いいたします。ただいまご説明いたしました補正によりまして、補正予算書第2条の平成19年度海田町水道事業会計予算第3条の予定額は、水道事業費用を1,088万8,000円減額いたしまして4億479万7,000円とし、補正予算書第3条の予算第7条に定めた経費の金額、職員給与費を1,007万9,000円減額いたしまして9,440万1,000円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第33号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第33号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第11、委員会提出議案第1号、JR海田市駅のバリアフリー化及び当駅への快速電車停車に関する要望決議案についてを議題といたします。本議案の提出委員会であります議会運営委員会の委員長より提案理由の説明を求めます。前田委員長。

○議会運営委員長（前田）13番、前田です。JR海田市駅のバリアフリー化及び当駅への快速電車停車に関する要望決議案について、提案説明をいたします。

J R海田市駅は、戦前、戦後を通じて急行列車が停車するなど、山陽本線・呉線の分岐駅として重要な役割を果たしてきており、すぐれた立地性から、現在も多くの人々に利用されております。しかし、住民にとって最も身近で重要な公共交通機関である現在のJ R海田市駅には、プラットホームへのエレベーターが設置されておらず、現在設置されている、駅外部から改札口につながる南北自由通路へのエレベーターについては全額、町民の税金から成る町の経費による負担で設置されている状況であります。また、プラットホームと電車との段差が著しく、特に呉線は約38センチメートルもの段差があるなど、非常に不便かつ危険な形状となっています。そのため、高齢者や障害者の方々から「長年にわたり、駅の階段の上りおりや電車への乗りおりの際に、著しい負担と苦痛を受けているだけでなく、身の危険さえも感じており、広島市東部地区連続立体交差事業によって海田市駅がバリアフリー化されるまで待てない」との切実な声が寄せられているところでございます。さらに、広島市東部地区連続立体交差事業は平成35年までの事業延期が決定されている状況です。

また、海田市駅への快速電車停車については、平成16年から17年にかけて自治会連合会会長や商工会会長など8者が発起人となり、署名活動を展開されたところ、海田市駅の乗客数の約2倍に当たる2万637人もの署名が集められた状況でございます。このことは、いかに地域のニーズが高いものであるかを裏づけるものです。ダイヤ改正により、平成19年3月18日から、海田市駅に朝夕ラッシュ時に2本ずつ、1日4本、山陽本線快速電車「通勤ライナー」が停車することとなりましたが、海田市駅利用者の利便性の向上、海田町・呉市・東広島市の連携強化による地域間交流の促進及び新規駅利用客の発掘や新たな開発の誘発などによる地域の活性化のためには、今後、山陽本線快速電車及び呉線快速電車の全便海田市駅停車の実現が必要不可欠と考えております。ついては、鉄道事業者として、地域住民や高齢者、障害者の方々の立場に立って、一日も早く安全と利便性の向上が図られるよう、西日本旅客鉄道株式会社において次のとおり対処されるよう、強く要望するものです。

- 1つ、プラットホームへのエレベーターの設置。
- 2つ、J R電車とプラットホームとの間の段差の解消。
- 3つ、J R山陽本線及び呉線の快速電車全便海田市駅停車の実現。

以上の決議案を、地方自治法第109条の2第5項において準用する同法第109条第7項の規定により提出するものでございます。以上で、提案説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより委員会提出議案第1号について採決を行います。お諮りいたします。

委員会提出議案第1号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第12、委員会提出議案第2号、JR海田市駅のバリアフリー化及び当駅への快速電車停車に関する意見書案についてを議題といたします。本議案の提出委員会であり、議会運営委員会の委員長より提案理由の説明を求めます。前田委員長。

○議会運営委員長（前田）13番、前田です。JR海田市駅のバリアフリー化及び当駅への快速電車停車に関する意見書案について、提案説明をいたします。

先ほどの委員会提出議案第1号でご説明いたしました同内容について、こうした事情を勘案の上、JR海田市駅における安全と利便性の向上の早期実現について関係行政庁においても格別の対応が図られるよう、地方自治法第99条の規定により、国及び県の機関に対し、意見書を提出しようとするものです。以上の意見書案を、地方自治法第109条の2第5項において準用する同法第109条第7項の既定により提出するものでございます。以上で提案説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより委員会提出議案第2号について採決を行います。お諮りいたします。

委員会提出議案第2号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第2号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、国及び県の関係機関に送付することといたします。

ここで、町長の方より発言の申し出がありましたので、これを許します。町長。

○町長(山岡) ただいま、海田市駅快速電車の停車並びにプラットホームのバリアフリー化、また、列車との段差の問題を含めて、議会として要望決議をいただきました。また、意見書の決議もいただきました。我々執行部といたしましても、議会と一緒にこの問題に取り組み、一日も早く町民の負託に応えるのが使命と思います。どうぞよろしくお願い申し上げて、お礼のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長(原田) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

以上で平成19年第3回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

午後4時54分 閉会